

令和4年第3回定例会会議録（第7号）

令和4年9月26日

○出席議員（23名）

1番	榊 田 貢 君	2番	日名子 敦 子 君
3番	美 馬 恭 子 君	4番	阿 部 真 一 君
5番	手 束 貴 裕 君	6番	安 部 一 郎 君
7番	小 野 正 明 君	8番	森 大 輔 君
9番	三 重 忠 昭 君	10番	森 山 義 治 君
11番	穴 井 宏 二 君	12番	加 藤 信 康 君
13番	荒 金 卓 雄 君	14番	松 川 章 三 君
16番	市 原 隆 生 君	17番	黒 木 愛 一 郎 君
18番	平 野 文 活 君	19番	松 川 峰 生 君
20番	野 口 哲 男 君	21番	堀 本 博 行 君
22番	山 本 一 成 君	23番	泉 武 弘 君
25番	首 藤 正 君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長	長 野 恭 紘 君	副 市 長	阿 南 寿 和 君
副 市 長	松 崎 智 一 君	教 育 長	寺 岡 悌 二 君
総 務 部 長	末 田 信 也 君	企画戦略部長	安 部 政 信 君
観光・産業部長	松 川 幸 路 君	公営事業部長	上 田 亨 君
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田 辺 裕 君	いきいき健幸部長	中 島 靖 彦 君
建 設 部 長	松 屋 益 治 郎 君	市長公室長 兼自治連携課長	山 内 弘 美 君
防 災 局 長	白 石 修 三 君	消 防 長	浜 崎 仁 孝 君
教 育 部 長	柏 木 正 義 君	上下水道局長	岩 田 弘 君
上下水道局参事	山 内 佳 久 君	財 政 課 長	矢 野 義 知 君
契約検査課参事	川 野 康 治 君	政策企画課長	行 部 さ と 子 君

次長兼観光課長	日置伸夫君	産業政策課長	竹元徹君
生活環境課長	堀英樹君	障害福祉課長	大久保智君
子育て支援課長	中西郁夫君	健康推進課長	和田健二君
介護保険課長	阿南剛君	スポーツ推進課長	豊田正順君
都市計画課長	籠田真一郎君	都市整備課長	山田栄治君
公園緑地課長	橋本和久君	教育部次長兼教育政策課 教育施設整備室長	稲尾隆君
教育政策課長	奥茂夫君	教育政策課参事	森本悦子君
教育政策課参事	西澤和江君	学校教育課参事	利光聡典君
社会教育課長	古本昭彦君		

○議会事務局出席者

局長	花田伸一	議事総務課長	中村賢一郎
補佐兼総務係長	岩男涼子	係長	甲斐俊平
主査	河野あや	主査	松尾麻里
主査	佐藤雅俊	事務員	尾割春晃

○議事日程表（第7号）

令和4年9月26日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（市原隆生君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 7 号により行います。

日程第 1 により、22 日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○2 番（日名子敦子君） 日名子敦子でございます。

先週九州を上陸しました台風 14 号に続き、この 3 連休も台風 15 号が各地で被害をもたらしました。別府市内もかなりの強風と大雨でしたので、楠銀天街のアーケードが気になって気になってしょうがありませんでしたが、まずは全国各地で被害に遭われた方々へ心よりお見舞いを申し上げます。土砂災害、浸水被害、交通網の混乱等、天災はなかなか防ぎようもありませんが、有事の際への備えの必要性を改めて考えさせられました。

コロナ感染症の第 7 波も落ち着いてきましたが、今回のような天災で経済の回復もなかなか思うようには参りません。次の波が来ようとも、ウィズコロナで少しでも穏やかな日常が送れる世の中を願うばかりです。

では、通告の順に質問に入りたいと思います。

旧南小学校跡地利活用についてです。

おひさまパーク運営状況について、旧南小学校跡地に設置されましたおひさまパークについて、改めて設置の目的と、設置の概要について説明してください。

○子育て支援課長（中西郁夫君） お答えします。

旧南小学校跡地に設置されましたおひさまパークでございますが、正式名称は別府市多世代交流健康増進複合施設でございます。幅広い世代の市民に集い、学び、子育て支援及び健康づくりの場を提供し、豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現を目的とし、令和 3 年 4 月にオープンしました。

この施設は中央保育所、南部子育て支援センター、南部地域交流センターと南部児童館、多目的広場で構成されております。特に南部地域交流センターでは、施設の設置目的を達成するために幅広い世代の市民が居場所と役割を持って活躍するコミュニティー活動の場の提供や推進、市民の健康保持と増進、児童館の活動を行っております。

○2 番（日名子敦子君） 子育て支援施設を中心に、多世代が交流と健康増進を目的の活動ができています施設という、施設名からして盛りだくさんの施設ですが、このおひさまパークの昨年度の利用実績について説明してください。

○子育て支援課長（中西郁夫君） お答えします。

利用者数は延べで 6,913 人でございます。内訳は中学生以下の児童の利用が 3,821 人、大人の利用が 3,092 人でございます。新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、計画していた利用が取りやめになったケースもございます。

実施された主な事業でございますが、本市の健康推進課主催行事として、子どもとその保護者を対象としたおやつ教室、食育クイズ大会、朝御飯チャレンジ教室、親子教室、働き盛り子育て世代を対象としたリラクゼーション教室、脂肪燃焼教室、高齢者を対象とした転倒予防教室、認知予防教室、また一般市民を対象とした口腔ケア教室、ノルディック教室、ヨガ教室、健康講話、タニタヘルスリンク健康講話、別府市から見える化事業、「おおいた歩得（あるとく）」事業、ロボットサイエンス事業、女性のための健康セミナーでございます。その他、社会福祉協議会が一般市民を対象にした自立支援事業安心サポート勉強会、別府市市民後見人養成講座、認知症サポーター養成講座がございます。

また、地域利用としましては、地域包括支援センターの講義や会議、福祉施設の運営委員会などの利用もございます。また、その他子ども会行事などでの御利用もございます。残念ながら今年度も新型コロナウイルス感染がなかなか収束しない状況であるため、施設

の利用は多くを望めませんが、継続実施することで地域に根差した施設として認識されるものと考えております。

- 2番（日名子敦子君） 説明を聞く限り、多分野にわたる様々な事業が開催されています。おひさまパークはオープンして1年、約7,000人が利用しているということですので、1日当たりに見てみますと20人前後の利用で、コロナ禍でしたし、この数が多いのか少ないのか分かりかねますが、市民の方々から、あの建物は何とか、何をしているのとか、何があるのとか、借りられるのとか、どうしたら利用できるのなど、何度となく様々な御質問を頂戴いたします。以前の一般質問でお願いをしましたが、おひさまパーク全体の行事や運営状況が見れば分かる新聞のようなものを、地区の掲示板等に貼って周知するのも方法の一つと今も思っています。効果的な広報を、どうぞ御検討いただきたいと思いますが、いかがですか。

- 子育て支援課長（中西郁夫君） お答えします。

おひさまパーク、特に南部地域交流センターにつきましては、幅広い世代の地域住民が集い学びながら、子育ての充実感や、健康増進の満足感を得ることができるよう、地域の実情に応じた事業を自ら考え実行していく機運を醸成することが重要であり、ひいては中規模多機能自治の推進にもつながると考えます。

そのためにも、南部ひとまもり・まちまもり協議会との連携などにより事業を実施することで、自治会を通じた広報なども充実するものと考えております。

- 2番（日名子敦子君） おひさまパークは子育て支援を中心とした施設なのですが、建物自体がちょっと無機質で、ちょっと寂しいといいますか暗いといいますか、例えば多世代が親しみを持つような、おひさまをイメージしたかわいい大きめの時計を見やすい壁面に設置するとか、別府在住のアーティストにお願いして壁面の一部をペイントしてもらうなど、ちょっとした工夫で明るく、市民の皆様にもっと親しみのある愛される施設になるのではないかと思います。広報の件とともに御検討いただきたいと思っております。

また、この旧南小学校跡地の半分は民間に売却されておりますが、進捗状況について御説明ください。

- 都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

旧南小学校跡地活用事業では、南部地区における魅力的な住環境の形成と、健康づくりや交流に資するまちづくりの中核を担う拠点を形成するため、おひさまパークを整備するとともに、事業者が土地を売却した上で人の移住定住につながり、良好な住環境を形成するものとして、住宅街区を事業者が整備していただいております。

住宅街区の現在の状況につきましては、新型コロナ等の影響もあり遅れている部分もあるかと思いますが、現在販売している15宅地中6宅地が完成し、2宅地が工事中でございます。

- 2番（日名子敦子君） 計画にあった集合住宅もようやく着工したようですが、具体的にはどのような状況でしょうか。また、津波や浸水、災害時には一時的に避難できますか。

- 都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

住宅街区の中に共同住宅が1棟計画されており、鉄筋コンクリート造の5階建てで、住戸数は計16戸でございます。今年の5月から工事着手し、来年の1月頃工事完了予定と聞いております。

また、津波などの災害時の一時的な避難につきましては、土地売買の条件等にはなっておりませんが、共同住宅側のセキュリティーの関係などもあり、避難ができるようにはなっておりません。おひさまパークにおきましては、屋上に一時的に避難できるようになっておりますので、緊急時はそちらのほうへ避難していただきたいと考えております。

- 2番（日名子敦子君） 念のため、地区の代表の方にも確認したのですが、住民説

明会の際には6階建てで1階が駐車場、オートロックのマンションですが、あの場所はハザードマップで浸水域ですので、一時避難もお願いしていたそうです。お隣のおひさまパークに一時避難できますし、プロポーザルの条件にはなっていないとの答弁でしたが、一時避難ビルとなっている商業施設やオートロックのマンションと民間の施設が16棟登録されています。有事の際には混乱、混雑も考えられますし、あの辺りで5階建ての建物は少ないです。検討してもよいのではないかとお願いいたしまして、次の項に移りたいと思います。

公園や市道の維持管理について伺います。

市内の植栽についてです。市内の植栽につきましては、桜を初め古い樹木が見受けられます。境川沿いの桜も毎年見事に咲いていますし、桜の名所とも言えます。同じく、荘園の九州大学別府病院周辺の桜並木も美しく咲き誇っておりますが、それぞれ古木も見受けられます。これらの桜については、いつ頃植えられたものなのでしょうか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

荘園や境川沿いに植栽されている桜の樹齢については、台帳や記録が残っておらず、正確なところは定かではございませんが、昭和40年代後半には既に現在の位置に植栽されていて、少なくとも50年から60年以上の樹齢であるというふうに思われます。

○2番（日名子敦子君） 桜の種類にもよりますが、寿命もあります。古い街路樹については、腐敗や先日の台風のような強風による倒木などが心配されますが、どのような維持管理を行い、枯れたり腐ったりしていないか等の、健全であるかの調査は行っていますか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

街路樹等の維持管理は、年間を通して造園業者が行っています。そのときに、管理業者により不具合等が報告を受けた場合には、手当や伐採などについて早急に対応しております。

また、不定期ではございますが、職員や専門家による健全度調査も行っております。

○2番（日名子敦子君） 答弁のとおり、桜に関してはもう五、六十年たっているということで、桜に関しましては樹齢が50年から60年のものが多いようです。今後、計画的な植え替えも必要と思われませんが、どのように考えていますか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

境川緑地の桜並木については、その桜並木が景観として定着していることもあるため、管理方法としてはその都度個別に樹木の樹勢や健全度を確認し、伐採等の対応となるものについては、景観を維持するために同一樹種にて植栽するなどの更新を行うよう考えております。

○2番（日名子敦子君） 突然枯れたり弱ってきますと、害虫の被害も想定されます。未来の別府のために、今から少しずつ植え替えなどをしっかりし、適当な処置、対処をお願いいたします。

では次に、市道や公園の雑草等の除草、除去についてお尋ねいたします。

市道や公園の雑草などについては、特に夏場はすぐに伸びて美観が損なわれます。年間を通じてどのような維持管理をしているのか、まず公園について説明してください。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

市内174の都市公園等のうち、公園内に大きな芝生広場を有する公園を中心に、21公園については年間管理業務として造園業者に発注することで計画的に作業をしており、特に草刈りや芝刈りについては年三、四回の頻度で実施していますが、要望等あればその都度追加で対応しています。

また、それ以外の公園についても、随時職員が状況を確認しながら必要な作業を実施しているところでございます。

○2番（日名子敦子君） では、道路についても除草、除去などの維持管理について説明し

てください。

- 都市整備課長（山田栄治君） お答えいたします。

道路の除草につきましては、例年雑草が繁茂する路線について年1回から2回程度、業者発注または職員、維持補修班にて行っております。

また、要望や職員パトロールなどにより確認した場所につきましては、必要に応じて除草等を行っております。

- 2番（日名子敦子君） 年間を通じて、自然相手の雑草等の除去は大変だと思います。しかし、まちを美しく保つということはとても大事なことで、引き続きしっかりとお願いしたいと思います。

続きまして、トイレの維持管理についてお尋ねいたします。

市内の公園のトイレに先月からトイレットペーパーを設置するということになったそうで、すばらしい取組だと思いました。私自身、公園のトイレを利用する機会がなかなかなくて、トイレットペーパーを設置していなかったことを実は知りませんでした。トイレの清掃と維持管理とトイレットペーパーの補給については、どのように行っていますか。

- 公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

市内の公園の屋外トイレは37公園、47か所ありまして、その維持管理は清掃の専門業者やシルバー人材センター、地元自治会が行っていただいているところもございます。その清掃頻度は、公園規模や利用実態に応じて毎日清掃するところから、週2回程度のところもございます。

また、トイレにおけるトイレットペーパーの補給につきましては、今年度8月より始めたこともあり、現在のところ職員にて行うことを基本としております。

- 2番（日名子敦子君） 思った以上に頻繁にお掃除していただいているようですし、トイレットペーパーの補給に関しましては職員の方々で行っていると伺い、驚きました。御苦勞ではございますが、引き続きお願いしたいと思います。

十文字原展望台のトイレがかなり老朽化しているようですが、経過を説明してください。

- 次長兼観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

当該施設は昭和37年に建設されまして、当初はレストハウスとして利用されていましたが、施設の老朽化のため現在のレストハウスの営業は行っておらず、平成25年から公衆トイレのみ御利用いただいているところでございます。

- 2番（日名子敦子君） トイレの管理はどのようになっていますか。

- 次長兼観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

維持管理につきましては、悪天候の場合は変更となりますが、月曜日、木曜日、土曜日の週3日、トイレの清掃、トイレットペーパーの補充、くみ取りタンクの確認、冬場であれば水タンクの凍結確認のほか、展望台のごみの除去等について業務委託をしているところでございます。

- 2番（日名子敦子君） 十文字原展望台は、日本夜景遺産や日本夜景100選に選定されているそうです。日中も別府市が一望できますし、観光客の皆さんにも人気のスポットだとタクシーの運転手さんから伺いました。現在はレストハウスは老朽化のため使われていないということですが、何か利活用の計画はありますか。

- 次長兼観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

元のレストハウスと駐車場は、その間にテレビアンテナ塔がございまして、離れております、広さもさほどないため、活用が難しいと思われまので、現況のまま公衆トイレとして御利用いただきたいと考えております。

- 2番（日名子敦子君） 昭和37年に建てられて、現在7年ほど使われていないということですし、修繕して利用するのも難しいかもしれません。トイレも週3回清掃しているとの

ことですが、男女に分かれておらず、老朽化も激しく、建て替えの時期が来ているのではないかなと思います。市民の方から、十文字原のトイレが汚いと連絡を頂き、すぐに見にいきました。週3回もお掃除をさせていただいている業者の方には大変申し訳ないのですが、私も見たところ、言葉で表現できないほどの状況でした。

また、展望台の看板も同様に古くなっているようですので、修繕が必要と思われませんが、いかがでしょうか。

○次長兼観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

観光課で所管いたしております看板につきましては、緊急性や安全性等を考慮いたしまして、適宜必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

○2番（日名子敦子君） トイレの建て替えや改装は難しいと聞き取りの中で伺いましたが、せめて個室のトイレにサンタリーボックスを設置していただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

次に、通り会商店街の美観についてお尋ねいたします。

市街地の各通りには街灯が多く設けられていますが、傷や塗装等の老朽化が目立ちます。現在、塩田千春さんの展覧会を開催中ということで、西法寺通りの街灯に、赤いすてきなペナントを取り付け広告していますが、街灯の変色が激しく、せっかくのペナントも映えません。街灯については、当然夜間の安全性の確保や防犯の目的があると思いますが、特に商店街が立ち並ぶ通り会や、商店街の街灯についてはデザイン性もありますし、まちの景観や美観を保持するという役割も持っていると思います。美観や景観を意識した維持管理を行っていただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

○都市整備課長（山田栄治君） お答えいたします。

市道には多くの街灯がございますが、議員の言われる中心市街地の中で、通り会のある通りにつきましては、整備を行う際に関係者と協議をしまして、ほかのいわゆる生活道路と比べ数多く、またデザイン性の高い街灯を設置しております。そのため、その維持管理につきまして、電気代の負担や玉替え、そのほかについて協定を結び、通り会の方々にも一定の管理を行っていただいております。

また、街灯を利用し、通り会の方が電飾やフラワーバスケットを設け、通りの美観を作っている通りもあります。

市内の街灯につきましては、設置後相当の年数が経過しまして、老朽化してきているものが多くあります。全体として、適切な維持管理を行っていきたいと考えております。中心市街地にあるデザイン街灯につきましては、議員が言われた景観や美観の一部を担っているという面も考慮しまして、維持管理を行っていきたいと考えています。

○2番（日名子敦子君） 市内の植栽や除草、トイレの維持管理、通り会や商店街の美観について質問させていただきましたが、私は今ある別府を、今ある景色や風景をより美しく維持管理していくことが、市民の皆様にとっても、観光客の皆様にとっても必要ではないかと思っています。別府は、誰もが知っている観光のまちです。市民憲章にうたわれてますように、美しいまちを作ってお客様を温かくお迎えしたいものです。この市内の美観等について、市長のお考えをお聞かせ願えますか。

○市長（長野恭紘君） お答えをさせていただきます。

歴史、伝統、文化、産業を徹底的に磨くと、これがまちづくり・まちまもりの原点であるということで、この8年余り長野市政進んでまいりました。当然、新しいことにもチャレンジしなければいけません。今あるものをしっかりと磨いて、またこういうまちの美観とかということになれば、衛生的にしっかりと維持管理をしていかなければいけない。ただ、今維持管理の時代であります。そういった維持管理をしていくとなると、一気になかなか全てが済むわけではありませぬので、しっかりと全体的にどこから手をつけていく

かというようなことを全体を勘案しながら、今後も適切な維持管理、補修に努めてきたいと、このように考えております。

- 2番（日名子敦子君） 市長のお考えに安堵いたしました。維持管理は本当に大変なことだと思いますが、計画を立ててまちの美観についてきれいに保っていくということについて、またお願いしたいと思います。今後、大型商店ができる計画もあります。大型商店ができてまちの商店街に人が流れる仕組みを作るとか、商店街の空き店舗を把握して、空き家バンクならぬ空き店舗バンクの仕組みを作り、にぎわい創生のサポートをしていくなど、今ある別府のためをお願いしたいと思います。

では、次に新図書館等整備事業についてお伺いします。

新図書館等整備事業の現状について、お伺いいたします。新図書館等整備事業という事業名ですが、この新図書館等の等の意味を説明してください。

- 教育政策課参事（森本悦子君） お答えいたします。

図書館を中核とし、民間事業者と連携をする複合施設という意味でございます。行政と民間が得意な分野を生かしながら、よりよいサービスを提供できるように計画をしているところでございます。

- 2番（日名子敦子君） 複合施設の内容は今後決定していくものと思われまので、興味深く注視していきたいと思っております。

複合施設を整備するということですが、広大な敷地が必要ではないかと想定されます。文化ゾーンには樹齢100年を超える立派な松の木がありますが、これが大量に伐採されるのではないかと心配していましたが、先週安部一郎議員が質問していましたように、どうぞしっかりと慎重に対処していただきたいと思っております。

さて、日常生活では電子図書に触れる機会が増えてまいりました。別府市立図書館では電子書籍の導入が進んでいないように思われます。進んでいない理由がありましたら御説明ください。また、せっかく新図書館が設置される機会ですし、電子図書の導入に向けてぜひ御検討いただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

- 教育政策課参事（森本悦子君） お答えいたします。

個人が電子書籍を利用する場合と異なりまして、公共図書館で電子書籍を提供する場合において、導入が進まない理由は大きく4点あると考えています。

まず、電子書籍を利用するためには、既にある図書館システムと連携するためのシステム構築や、その維持管理に多額の経費が必要という点です。

2点目は、著作権保護の観点から利用できる期間、利用の回数、それから一度に利用できる人数が決まっているなど、利用の制限があることです。

3点目は、公共図書館で提供する電子書籍の価格は紙媒体の書籍よりも高額になるということなんです。

最後、4点目です。電子書籍の提供の点数や種類がまだ少ないこと、そしてまた提供している出版社に偏りがあることなど、資料提供面での課題があると考えています。全国的に見ましても電子書籍を導入をしている公共図書館が約18%と少ないのは、以上のような点が理由と考えられます。本市において導入を検討するに当たりましては、これら資料提供面での課題ですとかシステムの成熟の度合い、それからコストの推移なども注視しながら、継続的に調査研究を行う必要があると考えております。

- 2番（日名子敦子君） 著作権等の問題のほか、維持管理の高額な費用など多くの理由があると今回知りました。とはいえ、世の中あらゆる文化の分野の進化が著しく、公立図書館での電子書籍の普及も時間の問題と思われま。どうぞ調査研究をお願いしたいと思います。

また、計画では温泉博物館的機能を備えることになってはいますが、どのようなものを検

討していますか。温泉資料や地域資料などの貴重な資料をデジタル化して、将来にわたって情報を共有することこそが、別府の宝を未来に残すこと、温泉博物館としての役割であると思いますが、どのように考えていますか。

○教育政策課参事（森本悦子君） お答えいたします。

地域郷土資料のうち、特に温泉に関する資料を中心に収集保存し、これら資料を集約して提供できるように検討しています。デジタルアーカイブ機能の整備など、地域の宝を将来に向けて確実に残し、利用者と地域をつなぐ役割を果たせるように引き続き検討してまいります。

○2番（日名子敦子君） 別府の子どもたちは、学習資料で別府学を学んでおります。図書館に来たらさらに探求を深められる、そして市民の方々のみならず観光客の皆様にも別府の温泉や地域の歴史などを提供できるような博物館を望んでいます。

また、新図書館等整備事業に当たり、南部振興開発ビル2階の現在の図書館はどうなるのでしょうか。現図書館は、南部地区の住民の皆様様の心のよりどころになっております。既存施設を生かすことも必要ではないかと考えますが、どのようにお考えですか。

○教育部次長（稲尾 隆君） お答えいたします。

現在の図書館は、新しい図書館が完成する令和7年度に機能移転する計画です。移転後は最大収容冊数約30万冊の新図書館を拠点に、全域サービスを展開していきます。全ての市民が図書館サービスを利用できるように、これまでも実績のある移動図書館はもとより、新たに実証事業として取り組んだ町なかで動く小さな図書館リモートライブラリーなど、地域にある資源を活用したネットワークを構築していきたいというふうに考えております。市民一人一人の暮らしのよりどころとなるように、持続可能な図書館サービスの拡充を図っていききたいと考えております。

○2番（日名子敦子君） 市域全体で市民に寄り添って皆様に、市民の皆様様に御理解いただけるような整備をお願いいたしまして、最後の項に参ります。

旧浜脇中学校跡地利活用についてです。

先週、首藤議員よりこの項の質問を託されました。浜脇の歴史についても、資料やお話を伺い、勉強になりました。夫のルーツかもしれないということで、興味深く思っております。緊張いたしますが、しっかり質問させていただきたいと思っております。

旧浜脇中学校については、閉校後すぐに利活用方針が決められていましたので、早いなと感心し、計画が進んでいるものと思っていましたが、現在の旧浜脇中学校の利活用に向けた計画の進捗状況はどうなっていますか。

○産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

旧浜脇中学校跡地につきましては、昨年3月に廃校後、文化財の遺跡調査や土地の測量、境界確認、評価鑑定、アスベスト調査や備品関係の移設撤去、さらには接続道路の拡幅工事、周辺家屋調査など、跡地利活用に向けました様々な環境整備、条件確認等を行ってきたところでございます。現在は利活用に関するサウンディング調査を実施し、民間事業者からの提案に基づくヒアリングを実施しておりまして、サウンディング調査の結果につきましては10月に公表を予定しております。

併せまして、老朽化が進んでおります教室等の校舎の解体工事と、体育館の改修工事を現在行っている状況であります。

○2番（日名子敦子君） 旧浜脇中学校跡地につきましては、県が民間業者とともに現地視察等も行っていたようです。なぜ、事業が進まなかったのでしょうか。県の見解も分かれば説明してください。

○産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

大分県では、県内への企業誘致を促進させていくための民間事業者のニーズや条件に合

う選択肢の一つとして検討されていたものと考えておりますが、別府市では企業誘致という考えではなく、公募にて民間事業者からの提案による利活用を検討してきたものでございます。大分県と民間事業者との企業誘致に当たっての折衝、見解等につきましては把握はしておりません。

○2番（日名子敦子君）では、今回行われましたサウンディング調査の目的はどのようなものですか。

○産業政策課長（竹元 徹君）お答えいたします。

サウンディング調査につきましては、浜脇中学校が廃校になりまして、財産の有効活用の可能性について市場性を調査するとともに、今後の利活用の方針についてあらゆる選択肢を排除することなく検討を行うため、管理教室棟、体育館及びグラウンドの利活用につきまして、民間事業者のノウハウや自由な発想に基づく意見、提案を求めるものとなっております。

○2番（日名子敦子君）今回のサウンディング調査は9月22日、先週ですが締切りでした。サウンディング調査の件数と注目すべき提案がもしあれば、内容をお聞かせください。

○産業政策課長（竹元 徹君）お答えいたします。

サウンディング調査の実施結果の公表につきましては、実施要領で定めておりまして、参加事業者のアイデアやノウハウの保護に配慮をした上で、その概要を10月にホームページで公表する予定となっております。

○2番（日名子敦子君）では、その日を待つことにいたします。

旧浜脇中学校の所管替えはどうなっていますか。

○産業政策課長（竹元 徹君）お答えいたします。

教育委員会から産業政策課への所管替えは、昨年12月6日付で行っております。現在は産業政策課が所管する施設となっております。

○2番（日名子敦子君）所管替えはもう既に終わっているということですが、グラウンドの維持管理はどうなっていますか。

○産業政策課長（竹元 徹君）お答えいたします。

グラウンド部分の維持管理も、産業政策課で所管となっております。

○2番（日名子敦子君）現在、グラウンドは雑草がこれまた背丈以上に伸び放題に伸びて、景観が変わって見えます。民間業者が見学に来て、残念としか思われたいのではないのでしょうか。

○産業政策課長（竹元 徹君）お答えいたします。

現在、浜脇中学校跡地では大きく2つの工事を行っております。1つ目が建物の老朽化に伴います解体撤去工事で、西側、南側の普通教室棟2棟の解体を行っております。2つ目が、避難所を兼ねました体育館の老朽化した屋根や多目的トイレの改修工事になります。そのほか、管理教室棟のアスベスト除去工事や屋上の防水改修工事などを行う予定ですが、工事期間は今年度末までの完了を予定しております。

グラウンド部分の雑草等の対応につきましては、工事期間中は旧浜脇中学校跡地敷地内への立入りができないことに加えまして、グラウンドは工事の資材置き場として、また重機や工事車両の作業現場としても使用を行いますので、現段階での対応は困難な状況にあります。解体工事等の完了時期に合わせて草刈り等を行う考えでございます。

○2番（日名子敦子君）現在、この旧浜脇中学校のグラウンドを初め、中央保育所に移転しました南子育て仲よしクラブ跡地、旧南幼稚園跡地、旧山の手中学校のスタンドなど、雑草が大変なことになっています。今後、利活用の方針でそれぞれにやはり民間業者が見学に来て同じようなことになりかねません。運営方針の決まっていない場所に維持管理費を投入するのはなかなか厳しいのかもしれませんが、いずれも立地がよく、多くの方の

目に留まっているようです。それぞれ管理してる担当課が異なるようですが、最低限の管理をお願いしたいと思っています。

では、最後の質問です。旧浜脇中学校跡地は高台にあり、周辺には温泉や病院も、そして自然豊かで農地も借りられるそうです。道路も整備され、挟間のほうへ抜ける車も多くなってきました。民間業者が進出するにはすばらしい立地だと思いますが、市としては旧浜脇中学校跡地の利活用をどのように考えていますか。

○産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

もともと浜脇中学校跡地の利活用につきましては、民間事業者の創意工夫やノウハウ、アイデアを活用しまして、地域住民の利用と交流ができるスペースを備え、さらにオフィス、コワーキングスペースなどを有し、クリエイターやアーティスト、ものづくりなどを行う人が集まることができる施設を目指しておりましたが、今ある規制条件を基に、利活用に向けた様々な現地調査等を進めていく中で、体育館の避難所、選挙の投票所としての機能維持に伴います使用上の制約や、グラウンド部分の活用次第で旧浜脇中学校敷地内の土砂災害警戒区域に変更が生じることなどが分かりましたため、これまでの跡地利活用の考えは残しながらも、あらゆる選択肢を検討する必要から現在サウンディング調査を行っているところでございます。

今後につきましては、地元自治会等の地域の要望や立地の特性、地域課題、行政ニーズ等に加え、サウンディング調査によります市場性や民間事業者の参入意欲、事業化に向けての問題点等を踏まえ、利活用の方策を検討し、方針を決定していく予定でございます。

○2番（日名子敦子君） ぜひ、地域の皆様に御理解いただける利活用の御検討をお願いいたしまして、全ての質問を終わります。ありがとうございました。

（議長交代、副議長小野正明君、議長席に着く）

○4番（阿部真一君） 自民党議員団の阿部真一です。

今回は建設行政、教育行政、そして福祉行政について質疑をさせていただきたいと思えます。

まず、この建設行政、原材料等の物価高騰に対する行政の対応ということで、質問を投げかけさせていただきました。この質疑に入る前に、松屋建設部長、今のこの公共工事、そして私生活を含めた部分で、物価高騰を感じる、個人的な見解で結構ですので、感じるか感じないかで御答弁いただけますか。

○建設部長（松屋益治郎君） お答えいたします。

議員言われますように、原材料費の高騰、これはやはり実際設計なんかを聞く段階では年々少しずつ高騰しているように感じられています。

○4番（阿部真一君） まず、質疑に入る前に私の見解、そして当局、行政側が考えている見解ということでまず最初に聞かせていただきました。

物価高騰に対しては、現場を含めた状況を考えると、物価高騰の状態を感じているということで答弁を頂きました。新型コロナウイルス、そしてロシアのウクライナ侵攻などによる石油製品や各種消費財、そして食品に至るまであらゆる建設材料、原材料費の高騰はいまだ終息の気配が見えません。私が調べたところ、大分県の状況下ではありますが、異形棒鋼、コンクリートの支柱に入れる鉄筋でございますが、これの鉄筋の価格は令和4年8月時点で、1トン当たり11万6,000円、2年前、およそ2年ぐらい前ですね、令和2年の12月時点での比較をしますと7万3,000円、1年半ですね、この1年半の間に約59%、この鉄筋の棒一つに取ったとしても価格上昇が顕著に現れております。この状況の中で、別府市が発注する公共工事、この工事の資材価格の高騰に苦しんでいると、あらゆる場面で業者さん、関係者のほうからお話や御相談を頂く機会が増えました。

そこでお尋ねしたいと思えます。このような特殊な社会状況の変化で原材料、資材価格

が高騰している現状を踏まえ、別府市が発注する公共工事の請負代金金額の妥当性、また変更について、請負業者に対して契約の見直し、変更など、何らかの対策を講じているのか御答弁ください。

○契約検査課参事（川野康治君） お答えします。

初めに、本市の入札前における建設工事の予定価格の設定について御説明いたします。

労務費につきまして、公共工事設計労務単価等の最新の単価を採用しております。また、資材単価などにつきましては大分県が示す標準歩掛や標準単価を準用し、最新の積算基準を適用して、これらによりがたい場合は直近の物価本、またはメーカーや専門施工業者からの見積りを徴収し、市内における取引状況及び実勢価格、並びに施工条件等を勘案した適切な予定価格を設定し、発注をしております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、契約締結後に予期せぬ社会経済情勢の変化により資材価格などが高騰する場合もございます。このような事態に対処するため、別府市公共工事請負契約約款第 25 条において、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更、いわゆるスライド条項の規定をしているところでございます。

○4 番（阿部真一君） この物価高騰についての国の省庁、そして県、そして一般社団法人である日本建設業連合会などの資料によりますと、やはり鉄筋、異形棒鋼が 73%のアップ、U字溝、U字溝ですね、U字溝が 65%、コンクリート資材 85%、ガラス、アルミ、ステンレス合板、アスファルト、そして銅管、塩ビ管など、公共工事全てにわたって原材料の高騰が、国のほうも各業界のほうも認識しているということで、昨今の社会状況のニュースを通して誰もが実感するところであると思います。

この建設のコストの上昇幅なのですけれども、この業界の試算によりますと 11%から 13%、恐らく資材の高騰による上昇が考えられ、今、別府市のほうでも、新学校共同調理場の建設を進めていっているわけでありますが、それでいきますとおよそ 34 億 8,500 万円の設備予算が組まれております。その 34 億 8,500 万円という、およそ 11%前後の数字を当てはめますと、恐らく 4 億円ぐらい資材のところでの上昇幅が考えられる、そのように考察できます。これはもうコロナ禍から去年のぐらいの進行から始まったことではなく、いろんな影響があると思いますが、さて先ほど行政当局が答弁いただきました。聞き慣れない言葉、スライド条項、このスライド条項とはどういうものなのか、御説明いただけますか。

○契約検査課参事（川野康治君） お答えします。

本市の契約約款は、国の標準約款に準じ、3 種類のスライド条項の規定がございます。

1 つ目は約款 25 条第 1 項から 4 項に規定される、請負契約後 1 年を経過した後に、賃金水準や物価水準が変動した場合に適用する、全体スライド条項。2 つ目は、同条第 5 項に規定される、特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合に適用する、単品スライド条項。3 つ目は、同条第 6 項に規定される、日本国内において急激なインフレーション、またはデフレーションといった、短期的で急激な変動が生じた場合に適用する、インフレスライド条項であります。

以上、3 種類のスライド条項の規定がございますが、これは発注者と元請負人との間における規定となります。また、今申し上げました各スライド条項におきましては、適用対象工事、請負額変更の方法に違いがありますので、まずは元請負人からスライド条項について協議等の申請を頂き、スライド条項が適用できる場合は適正な価格転嫁を実施してまいりますと考えております。

○4 番（阿部真一君） 今、スライド条項についての答弁を頂きましたが、この答弁を聞いて、私を含めかなりの方が、理解が難しい、こういった条項を適用するまで、一般の現場の業務に携わっている業者の方、我々のもちろん行政側の職員の方も、このスライド条項につ

いては、恐らく十数年前の北京オリンピック当時の物価上昇の変動ぐらいのときにしか、恐らく適用していなかっただろうと思います。これも十何年、20年に1度のことで、仕方ございませんが、今の答弁内容でいきますと、制度の申請、制度の内容、適用範囲など、あらゆる建設に携わる関係者、そして発注者である別府市双方もまだ周知されていないのが現状であると思います。このスライド条項の関係団体の企業への周知、行政内各課の急速な対応を求めたいと思います。

県のホームページ等で調べてみますと、全国的に千葉、埼玉、京都、大阪、大分の県のほうもこのスライド条項について、ホームページで公開をしております。それから、県に基づく市町村の市でおきましては川越市、東広島市、下関市等、この地域地方市町村においては、まだこのスライド条項の条文をホームページ等周知に至るまでの制度設計になっていない、本別府市もまだホームページにはアップされていないと思います。その中で、やはり先ほど答弁ありましたが、協議等の申請を頂き、業者から申請が来るほどの情報量とまだこの制度の周知ってというのはなっていない状況の中で、やはり別府市としては、このスライド条項に対しての周知を徹底していただきたいというふうに考えております。特に、大型事業などは多数の関係業者が下請を担うのが現実であります。

そこでお伺いします。元請人と下請業者の契約、下請契約には1次下請、2次下請などがありますが、これらの下請契約について、別府市はどのような書類を確認しているのか、そして元請に対してどのような指導をしているのか、御答弁ください。

○契約検査課参事（川野康治君） お答えします。

別府市で適切な施工体制の確保を図るため、元請負人に対し、下請負契約締結後10日以内に関係書類の提出をさせております。まず、元請負人から1次下請負人への契約では、施工体制台帳、契約書の写し、建設業許可証明書の写し、配置する技術者の資格雇用確認書類の写し、作業員名簿であります。次に、2次下請負人以降への契約では、再下請通知書、契約書の写しを提出させております。

これらの書類により、本市といたしましては、まず下請工事着工前に書面による契約を締結しているか、次に適切な社会保険に加入しているか、さらに主任技術者が適正に配置されているか、一括下請負に該当しないか、などの確認をしております。

○4番（阿部真一君） この下請、元請に対しても、様々な管理監督の行政的な手続が書面上で確認できるよう書類提出を願っているということで、答弁の中から理解ができます。

そうしましたら、この発注者、別府市としての指導監督体制は、この下請契約の部分に関しては、民間と民間の企業間の契約でありますから、市が発注した公共工事としては適切な価格での契約、適切な履行期間での確保等、市が直接的に、下請契約に対して監督指示ができるかどうか、現時点での当局の考えを御答弁ください。

○契約検査課参事（川野康治君） お答えします。

民間企業間の契約であるため、契約金額等の直接的な指導監督はできませんが、建設業法等関係法令に違反となるおそれがないかなどの確認は、先ほど答弁いたしました元請負人から提出させる下請契約書等の関係書類により行っているところでございます。

○4番（阿部真一君） 下請企業に対しては、書類上の書面で行政側は適切に運行、施工されることを担保する材料として提出を願っているということでもあります。直接的な監督、指導監督は答弁上できないということでお聞き、先ほどしました。

そこで、国土交通省が作成しています建設業法令遵守ガイドラインというものがあります。これには下請負契約が発注者、別府市と元請人が交わす契約と同様に、建設業法に基づく契約請負契約であると明記されています。したがって、下請契約においても、別府市と元請業者間において、先ほど答弁ありましたこのスライド条項が適用できる場合があると、同様の対応ができると私は解釈をしております。

このことを踏まえ、元請人や下請人との業者間、民間同士の業者に対して、行政として先ほどの資材、原材料の高騰を考えたときに、スライド条項の徹底の周知を行ってほしいと思うが、現時点でどのように考えているのか御答弁ください。

○契約検査課参事（川野康治君） お答えします。

国土交通省が作成しております建設業法令遵守ガイドラインで、議員御指摘のとおり下請契約建設業法に基づく請負契約であること、また元請負人と下請負人が交わす契約締結上の遵守事項が明記されており、これは元請負人と1次下請負人、または2次下請負人以降まで含む全ての下請契約が該当いたします。この遵守事項は、具体的には適正な価格での契約、追加工事等に伴う変更契約、適正な履行期間の確保などがあります。したがって、議員御指摘の資材価格の高騰等における変更契約につきましては、まず下請負人は上位の発注者に協議を申し込んでいただき、双方対等の立場において変更契約の可否が協議されるものと考えております。

また、これらの変更契約に関する建設業法上の解釈や関係ガイドライン、国からの通知等関係業者に周知するため、今後元請負人には契約締結時にガイドラインの徹底をお願いする文書を配布いたします。また、本市ホームページや契約検査課の掲示板にて周知を図り、併せて建設部等の工事担当部署への研修にも取り組んでまいりたいと考えております。

○4番（阿部真一君） 市の考え方は理解をしました。現実に困っている、やっぱり建設業界の皆さん、業者の皆さんが大変多くいらっしゃいます。先ほどの答弁でもありました、まず下請人は上位の発注者に協議、申請を申し込む、または別府市が発注者であれば請け負った企業からの申請でないと、このスライド条項の適用の周知がなかなか行き届かないのではないかなという、今現時点で思っております。この上位の発注者に対して、やはり協議を申し込むとか、価格変動によって見積り、入札価格と違った金額の、要は入札額より多い金額での請求をする場合には、よほどの企業間の肝が据わった経営者、業者の方ではないと、やはり上位の契約者に対しては協議を申し込むことはできないのではないかなというふうに思います。

そこで、やはり仕事をもらう日々の営業努力、民間の競争の厳しさ、下請の企業の皆さんは、そういった労働環境の大変さを身にしみて体感をされていることだと思います。行政も目線を同じようにしていただいてこの10年、20年に1度の社会変化を敏感に感じていただいて、迅速で適切な行政対応を行っていただきたい、それを強く切望します。

最後にまとめさせていただきますが、請負契約業者へのホームページや通達などで、このスライド条項の周知に努めていただくこと、契約書の約款に従ってルールに従い、対応を取ることはもちろんであるが、本市の契約において、このスライド条項に適用し得る契約、その洗い出しを各課でしていただきたい。契約検査課はもちろん、見積業務等を担う建設部には国や県の動向を注視、勘案しながら早急な対応、場合によっては補正予算を組むなど、そういった取組に努めていただきたいと思います。元請企業はもちろん、2次業者、3次業者、こういった企業に対しても配慮した指導監督を行っていただきたいということをお願いいたします、次の教育に関しての質問に移らせていただきます。

それでは、外国籍の子どもたちの支援体制についてお聞きいたします。

別府市の外国籍の児童生徒についてでございます。これは先日、三重議員のほうからも同様な質問、質疑がございました。重なる部分は割愛いたしますので、よろしく願いいたします。

まず、この質問の観点として、ボランティアスタッフの支援と、そのボランティアスタッフが予算化されている外国人子女等教育相談員の違い、そしてこの国際観光温泉文化都市別府、という観点から考えた支援体制の充実度、以上のことを教育部の皆さんは頭の片隅に置いていただいて、質疑を聞いていただきたいというふうに思います。

まず、文科省が5月末に実施をしております、外国人の子どもの就学状況の調査では、令和元年度は小学生が56名、中学生が17名、計73名。令和3年度は小学生が58名、中学生は22名、計80名。本年度、令和4年度は小学生が72名、中学生が29名、計101名。本年度は8月31日現在で103名の方が、この外国籍の就学状況の調査で把握している数字だというふうにお聞きをしております。

では、日本語が理解、日本語が話せない、日本語をコミュニケーションとして語ることでできない子どもたちについて、教育委員会はどうのように把握をしているのか御答弁ください。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

学校教育課では、転入の際に、保護者に就学の意向を確認していますが、その際に日本語習得状況についての不安の確認と、外国人子女等教育相談員派遣事業の説明を行っているところでございます。転入後、保護者の意向と子どもの日本語レベルを踏まえ、学校から教育相談員の派遣申請を学校教育課が受けますので、その申請により支援の必要な園児、児童生徒を把握しているところでございます。

○4番（阿部真一君） 日本語の指導支援が必要な園児、児童生徒数の把握の方法は分かりました。実数として過去3年間で、令和元年度が28名、令和2年度が35名、令和3年度25名、令和4年度8月31日現在で33名の支援、日本語がしゃべれないということにおいて、支援員、相談員を配置して支援をしているということでお聞きをしております。外国人の就学の人数からすると、3分の1程度の、外国に籍を持つ、外国にルーツを持つお子さんの支援を行っているということで理解をできますが、教育委員会の皆さん、果たしてこの3分の1の園児、児童の支援が現実の数字だと、果たしてそういうふうに使われますか。恐らく、現実の学校現場では管理職、教員はもちろんその学校に関わるボランティアの方、PTAの方、実際の支援人数というのは恐らくそれ以上の支援、それ以上の体制を敷いて対応されていると思います。

そこで、校長会などでもこういった外国籍を持たれたお子さんへの対応への声を教育委員会もお聞きする場面が、恐らく今まであったらと思います。では、どのような支援体制、外国籍の児童生徒へ、県及び別府市は実際に行っているのか、御答弁してください。そして、支援対象の子どもたちの母語の種類、子どもたちの支援を行っている教育相談員の人数、またそれらの支援者で何か国の支援ができていますのかお伺いをしたいと思います。御答弁をお願いします。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

支援に関しましては、県は日本語指導の充実、自己実現を図る取組の充実を重点施策として、教職員の指導力向上に向けた研修の実施や、チェックシート等を活用した日本語能力の測定による状況把握等を推進するとともに、日本語指導アドバイザーを市町村に派遣し、初期指導や日本語能力に応じた指導法を検証し、支援体制の構築と充実を図っているところでございます。

別府市といたしましては、国及び県からの補助を受け、別府市外国人子女等教育相談員を幼稚園及び小中学校に派遣しています。幼稚園では母語支援、小中学校では日本語指導を中心とした学習支援や学校生活の適応支援等を行っています。また、別府市地域教育力活性化事業によるボランティアや、学習指導員が母語支援や日本語指導の支援を行っています。

支援対象の子どもたちの母語の種類、教育相談員等の人数で御説明いたします。本年度1学期における児童生徒の母語は15か国、16言語でございます。教育相談員14名、ボランティア15名、学習指導員1名、計30名が小学校11校、中学校3校にて支援を行いました。

母語支援が可能な言語は英語、中国語、ロシア語、インドネシア語、タガログ語、ピジ

ン語、ベトナム語、スペイン語、ドイツ語、フランス語の10か国語でございます。やさしい日本語による支援を原則として、必要に応じて母語及び英語等理解可能な言語による支援を行っているところでございます。

- 4番（阿部真一君） この母国語の数15か国、16言語、大変多い数。恐らく、別府市が他都市に比べても断トツに多い数だというふうに思います。その中で、やはり別府市は外国人の方への学習指導、日本語指導に当たっていかなければならないというふうに思います。ほとんど日本語ができない段階での児童生徒に関しては、1年間の指導で生活言語としての指導、日本語がある程度できるまでの力をつけることを目標として指導されております。その後は、生活言語及び学習言語とともに十分に理解できる段階に達することを目標に、継続して支援を行っていております。個に応じて差はあると思いますが、児童生徒の日本語能力の実態に応じた指導、支援体制が必要だと、これは今に始まったことではなく、数年前から恐らく教育委員会には投げかけられている問題だと思います。

そこで、教育相談員による指導は重要だと考えますが、日本語指導の支援と内容、その頻度について御答弁ください。

- 学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

日本語が話せない子どもには、カードを用いて体調等を伝えることができるようにすることから始めているところでございます。その後は体調を伝える言葉や挨拶、教科名や身の回りの物の名前などを知って、使えるようにしています。子どもの日本語の習得状況に応じて、発音の練習、文字の習得、語彙を増やす、簡単な文型の学習等の日本語基礎の学習や、まとまった内容を聞いたり話したりする力、目標を持って話し合いをする力や議論する力、文章を書いたり読み取ったりする力などに焦点を当てた、技能別日本語の学習を行っています。保護者の希望により、特別の教育課程を編成して別室で指導する場合や、授業中に子どもの側で支援を行ったり、放課後に補充学習として指導をしたりする場合があります。教育相談員1人の指導可能時間は年間55時間程度としています。同時に使用できる児童生徒数を3名以内とし、週1から2時間の支援が基本です。ただし、園児、児童生徒の日本語能力の状況により、初期指導を短期に集中して行う等の柔軟な運用を行っているところでございます。

- 4番（阿部真一君） 日本語指導の体制に関しては、先ほど答弁がありました。基本的には、別府市の今の状態は県の指導指針に従って現場で指導を行っている、そして年間55時間、同時に指導できる人数を3人以内、週1時間から2時間の支援が基本ということで御答弁を頂きました。

そこでまたボランティア、地域活性化事業からの派遣されるボランティアの方が14名いらっしゃるということで、学校現場でこういった指導の下支えをさせていただいております。こういった、先ほどもありました多数の言語、しかも日本語に対して周知度が高くない子どもたちへの支援体制、このボランティアの数と相談員の数が大体同等で14名、14名であります。

ここで、別府市の学校現場の様々な支援体制、メニューがございます。学習指導員、これ予算ベース、決算ベースでちょっと数字を出させていただきました。学習指導員が19名で1,690万円、スクールサポートスタッフ19名で1,719万円、ALT事業、外国人の方が授業を行う部分で10名で1,663万円、いきいきプラン事業、48名5,311万円、部活動指導員が10名で259万円、そして今回質疑で取り上げさせていただきました、外国人、日本語が話せない方への支援体制、外国人子女等教育相談員派遣に要する経費、これが14名で何と45万6,000円。日本に籍がない、日本語がしゃべれない方に対して、この別府市がこの教育体制でいいものかどうか、教育内部でも様々な議論をされていることだと思います。日本人の子どもに対しては様々な部分で、この議会でも議論させていただいて

おります。1億1,000万円近くの多くの支援体制、メニューを組んでいただいております。

この外国人の方に対しての支援体制がやはり、14名、45万6,000円。地域活性化派遣ボランティアの14名も合わせても、恐らく100万円も行かないような人員体制であるというふうに、決算の数字から見受けられます。しかしだから、先ほど言ったように母国語は十数か国ある、こういった支援体制をし得るのにも現場の先生、管理職の方がやはりそういった必要な方を探して回る、教育委員会には母国語に対して支援できる方の武器、メニューを持っているのか非常に不透明である、持っているようには思えないのが今の現状の、この外国籍を持った方への日本語支援の実態だというふうに思います。

これ、国際観光温泉文化都市としては、もう少し見直しをしていただいて、恥ずかしくない支援体制を取ることが別府市教育委員会の責務だというふうに思いますが、支援体制の充実と見直しを図る、この観点からどのように考えているのか御答弁ください。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

子どもの実態に応じた適切な指導支援の推進に向け、人材等時間の確保等を含めた支援体制の改善について、検討を進めているところでございます。県の補助事業を有効に活用しながら、別府市としての支援の在り方について、できるだけ早く再構築したいと考えています。

○4番（阿部真一君） 恐らく、この数字の面からしても学校の先生、特に管理職の先生方は大変苦勞しているというふうに思いますよ、本当に。こういう部分で言うと、やはり教育委員会は早急に、この子どもたちの実態に応じた適切な指導、支援の推進をしていただきたいと思います。人材と時間の確保を含めた支援体制の改善、県の補助金を有効に活用しながらとありましたが、やはり別府としての特徴ある支援体制づくりをすべきであるというふうに私は思います。

まとめますと、日本語困難な児童生徒等の相談員の拡充と、外国語の相談員をやはり専門員として考えていただいて、妥当な予算措置をしていただきたい。予算があるから何人人がいて、何回その学校に行けるのではなくて、学校現場が必要とする支援の時間、支援体制をし得る、やはり予算措置を日本人の子どもと同等にやはりしていく必要があるのではないかというふうに思います。これはボランティアという言葉によく惑わされるところがあるのですが、やはりこれはもうボランティアの事業ではないというふうに、私は思います。この教育政策の一つとして、ぜひ特色ある別府市の背景を考えた政策に、見直しに改善をしていただきたいというふうに思います。

そしてまた学校現場、有識者、ボランティア、民間の事業者の方、たくさん外国人の方の支援をされている方がいます。そういった方々と一度よりよい制度設計のための意見交換、そういった交換をする場所が必要ではないのかなというふうに思います。

最後になりますが、答弁、部長のほうからよろしいですか。

○教育部長（柏木正義君） お答えいたします。

今、議員の御指摘がございましたとおり、当然予算ありきでそういった人材を確保するというのではなくて、本当に必要な支援に必要な子どもたち、それに対応するためにそういったボランティアの方とか、あと外国語を指導してくださる方というのを雇用していきたいというふうに考えております。

今後、文化国際課といろいろ協議をしながら必要な措置を講じていきたいと思っております。

○4番（阿部真一君） 予算の政策の見直し等も行われる時期でございますので、この部分注視してやって、また見ていきたいと思っておりますので、ぜひ改善が見られるようよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、新学校給食共同調理場の件についてお聞きしたいと思っております。これも、お隣

の美馬議員が先日質疑でありました部分は割愛をさせていただきたいと思います。

今回は職員、正規職員、任期付職員、会計年度職員、そして調理員、栄養士、その辺の観点から質疑をさせていただきたいと思います。

まず、この調理員の平均年収は正規職員でおよそ 501 万円、任用付職員が約 356 万円、会計年度職員が約 170 万円、人数であります。令和 4 年 4 月 1 日時点で正規職員が 21 名、任期付職員が 15 名、会計年度職員が 49 名、正規職員と任期付職員は全て単独調理場で勤務をされております。会計年度職員は 26 名が共同調理場、残りの半分の 23 名が単独調理場での勤務となっております。

また、栄養士については平均年収が正規職員でおよそ 515 万円、任期付職員で約 355 万円、会計年度職員で 208 万円、正規職員が 3 名、任期付職員が 1 名、会計年度職員が 7 名、正規職員のうち 2 名が単独調理場で勤務をされ、1 名が教育政策課で勤務をされております。会計年度職員 7 名全て、単独調理場で勤務をされている状況にあります。

その部分を踏まえて、現在の学校給食に関わる人員は、全員を総称すると正規が 24 名、任期付職員が 16 名、会計年度が 56 名であり、正職員の総人件費はおよそ 1 億 2,000 万円、任期付会計年度職員の総人件費はおよそ 1 億 5,480 万円、これ決算の数字を基にして算出をさせていただきました。この新学校給食センターの調理、配送業務を民間に委託することが決定されております。民間委託によるメリットを生かして、この人件費の総額を恐らく軽減できるメリットの一つだと考えております。

では、現在の調理場の維持管理費と今後完成する新学校給食センターの維持管理費の概算及び民間委託することでの効果、それをどういうふうと考えているのか、教育委員会の答弁をお願いいたします。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

現在の調理場、これは学校に併設をしております単独調理場 13 校及び共同処理場 1 施設の合計でございますけれども、その維持管理費は年間約 4 億 5,000 万円、新学校給食センターの維持管理費は年間約 3 億 8,000 万円を見込んでおります。なお、7 月 4 日に実施しました調理配送等委託業務入札は 5 年間の事業期間の総額で入札をしており、その内訳は主に人件費、備品、消耗品費、車両関係費等で構成をしておりますが、受託事業者に金額の内訳を提出することは求めておりません。

採用者数は 100 名程度を予定しているとのことであり、民間事業者の持つノウハウと本業務のスケールメリットを生かして、民間委託による経費削減の効果が期待できるものというふうに考えております。

○4 番（阿部真一君） それでは、現在勤務されているこの調理員の皆さん、新学校給食センター、食物アレルギーの対応の調理場、共同運行の開始により、今後雇用としてどのようになっていくのか、特に正規職員、任期付職員、会計年度職員ごとにどうなるかを御答弁していただいて、特に任期付職員、会計年度職員の方に対して、雇用に対する説明、給与体系に対する説明、現時点で構いませんがどのような対応をしているのか御答弁ください。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

令和 5 年 9 月に新学校給食センターが供用開始となることに伴い、単独調理場及び共同調理場で勤務する調理員の任期付職員、会計年度任用職員の任用期間は令和 5 年 7 月末までを予定をしております。同年 8 月以降は、希望する職員は新学校給食センターの受託民間事業者にお願いし、新学校給食センターに引き続き勤務することで、今後も引き続き子どもたちの成長のために安全・安心な学校給食の仕事を担ってもらいたいというふうに考えております。

また、調理員の正規職員につきましては、食物アレルギーセンターや他の職場への配置

を予定しております。

- 4番(阿部真一君) 今後、来年の9月に向けて、この雇用体制、人員体制に対しては教育委員会、そしてまた執行部との協議の中で、また進捗があれば御報告をしていただきたいというふうに思います。

さて、この正規の調理員、正規の栄養士、これは先ほど24名、別府の給食に関わる業務を担っていただいております。この正規職員の24名の方全ての方が、恐らくアレルギーの調理場に行けるわけがない人数だというふうに思っています。教育委員会が現時点でどのように運用するのか、まだ確定的なお考えをお聞きしてはませんが、今後、やはりこういった職員の方には様々な部署で活躍できるスキル、経験、知識があるのではないかと、いうふうに私は考えております。令和5年度以降、2学期以降どう対応する計画なのか御答弁ください。

- 教育政策課長(奥 茂夫君) お答えいたします。

現在のところ、正規調理員は教育部門と福祉部門にて、正規栄養士は教育部門、福祉部門、健康推進部門など、様々な部署で業務を担っております。職員の配置につきましては、人事担当部署である職員課と連携し、適正な人員配置に努めてまいります。

- 4番(阿部真一君) 令和5年9月から、この新学校給食センターは稼働に向け動き出しています。任期付職員、会計年度職員の処遇を今後しっかり説明を含めて進めていっていただきたい、そしてこの24名の正規職員についての配置については、これはあくまで私個人的な考えではあるのですが、個人がやはり新たな活路を見出すような配置、それは全庁の中で考えていけばいろんな部分でもあろうかと思えます。職域や固定的な考え方にとらわれないような人事配置を講じていただきたい、これは別府市民、学校の給食に携わる以外の別府市民のためであります。また、この職員さんも調理員さんも市の職員でありますから、別府市の市民のために努める、市職員のあるべき姿ではないのかなというふうに私は思います。

今後、教育委員会だけではなく、副市長を初め、総務部長、執行部の皆さんも協議のテーブルに着く回数が増えると思います。その中で、やはり市民ベースで考えて職員の配置をしていただきたいと思えます。

また、このメフォス、全国でも給食事業に屈指の企業でございます。別府市に来ていただいて、この企業が来ることによって、アレルギー対応室、市のほうで直営をするというふうになっていますが、この企業間のやはりノウハウや経験、知識というのはやはり行政内とは破格に違うようなスキルを持っているというふうに思います。その部分で、この給食を通して、教育現場だけではなく別府市全体の食育、地産地消、健康増進など、あらゆる面でこのメフォスが別府市に給食調理場を業務として進めていくには大きなプラスであると私は考えております。

以上、この新学校給食のセンターの今後の雇用の問題、そして職員がどのような形で新しい職場についていくのか、今後も注視していきたいと思えますので、ぜひ私の提案した部分を少しでも頭の片隅に入れていただいて進めていってください。よろしく願いいたします。

それでは、最後に福祉行政についてお聞きします。

成年後見人制度ですが、この質問、3度目の質問に私自身はなります。世間では今、市民後見人制度ということで、法務局を先頭に各市町村へ市民後見人の制度、ボランティアの制度を周知していただきたいということで、行政、別府市のほうにも通知が来ていると思えます。

後見人とは、認知症や知的・精神障がいなどの理由で、自分で経済的な判断能力が不十分な方について、家庭裁判所から選任された後見人が、その方の財産管理、身の上の看護

を行い、本人の権利や財産を法的に保護し、支援する制度のことをいいます。これを利用する場合、本人、配偶者、4親等以内の親族等から家庭裁判所へ後見人開始の審判の申立てが必要になります。こういった方は、申立てできる方はいいのですけれども、申立てができない方に対して、やはり法務局を中心として別府市でも、この成年後見人制度を後押しする機関として令和2年12月に別府市成年後見支援センターが発足されております。これは社会福祉協議会の館内に、立派な建物が建っています。令和3年11月には、この建物を移転、運用されておりますが、今までどのような支援をしたのか、そしてまたこのセンターでの相談内容、人員体制、実績も含めて御答弁いただけますか。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

別府市成年後見支援センターにつきましては、令和2年12月にセンター開設とともに、権利擁護支援のため、法律・医療・福祉の専門職団体や幅広い関係者との調整、コーディネーターなどの役割を担う、地域連携ネットワークの中核機関として位置づけておりまして、制度周知のための広報活動や総合相談、利用支援、市民後見人の要請活動支援、成年後見人等の受任調整などの業務を行っておりまして、現在の人員体制は兼任を含めて4人体制で運営しております。

次に、相談件数としましては、これは高齢者、障がい者相談含めての件数でございますが、令和2年度は12月1日からの4か月間で76件、令和3年度が1年間で221件、令和4年度が8月までの5か月間で95件の実績がございます。

○4番（阿部真一君） 答弁にありましたように、4人体制で行っていて、3年の稼働で2年、そして今現在の稼働でいくと、増加的な傾向をたどっているということで推測ができます。

この成年後見人の制度ですが、この制度を利用するためには申立て、登記手数料、選任された後見人に支払われる報酬等諸経費が結構かかると。この経費が払える経済力を持たれてる方は大丈夫なのですが、申立てによっては6,000円から8,000円の鑑定費がかかったり、それにプラスして3万円から10万円の諸経費がかかる、そして後見人が決まった段階でまた後見人に月額2万円程度費用がかかり、所得に応じてこれは変わるわけではあります、ある程度の経済力を持った形の後見人としての制度は成り立つと思います。しかし、別府市の状況を考えたときに、果たして金銭的に余裕のある方ばかりではないと思います。全額個人が負担すること、金銭的にも厳しい方もおられる、しかし自分の身の上を考えたときに相談していただきたい、そういった部分でこの支援センターが持ち得る制度、武器がどのようなものがあるのか、補助できる制度はあるのか、御答弁ください。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

成年後見制度の利用が必要と思われるほど判断能力が不十分となっているにもかかわらず、後見開始の審判費用の控除がなければ制度の利用が困難な方や、生活保護を受けている方、あるいは審判費用を負担することで生活保護者となってしまう方などにつきましては、審判費用や成年後見人でも報酬等の費用の全部、または一部を補助できる制度がございますので、御相談いただきたいと考えております。

○4番（阿部真一君） 今現在、行政側で把握している数字とすれば、恐らくこの市長申立ての件数、これで恐らく経済的に厳しい、そしてまたなかなか制度的に難しい背景を持った方の成年後見に対する申請というのがあろうかと思えます。この申立てを行う親族等がない場合につきましても、先ほど言いました市長名で、審判の申立てを家庭裁判所に行うことができる、これが市長申立てという部分でございます。この市長申立てを行う場合、何か条件があるのか、そしてまたこの市長申立てを受け入れる、受け入れられる人はどういった方が想定されるのか、御答弁ください。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

市長申立てにつきましては、御本人の認知等の程度、収入財産の有無や親族の支援の有

無、緊急性などを総合的に判断し、健福祉部門の関係部課長からなります別府市成年後見審判申立審査会により、先ほどの報酬等の補助の可否も含めまして、そこで審査を行い、決定することとしております。

- 4番(阿部真一君) この数字が平成31年度からいくと、高齢者が6件、障がいのある方が8件、令和2年度が高齢者が13件、障がいのある方が4件、計17件。令和3年度が高齢者の方が13件、障がいのある方はゼロ件、計13件であります。この市長申立ての数というのも、市長申立ての数もやはり別府市は高齢化率が高く、そして独居老人も多く、生活保護の受給率も多いということで、やはり行政側が手を加えなければなかなか、最後の自分の生涯を終える部分での見取りというか、そういった部分での手伝いができるのはやはり、市民後見人はなかなか荷が重く、行政側でやはりしっかりとした方法を持つべきではないかというふうに考えております。

その観点からも、介護保険課として、この別府市の成年後見人センター、今後どのように運用していきたいのか、御答弁ください。

- 介護保険課長(阿南 剛君) お答えいたします。

少子高齢化が進む中で、独り暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が予想されておりまして、障がい者の方々への支援も含めまして、今後ますます別府市成年後見支援センターが果たす役割は大きくなっていくと思われまます。別府市では、令和3年度に別府市成年後見制度利用促進審議会を設置し、本年度から令和8年度の5か年に関する別府市成年後見制度利用促進基本計画を策定いたしました。一人一人の意思と尊厳が尊重され、自分らしく過ごせるまちべつぷを基本理念として、体制の仕組みづくり、地域後見の仕組みづくり、制度を利用できる仕組みづくりの3つの基本目標と、それぞれ各仕組みづくりの充実として、11の施策を設定し、取り組むこととしております。

その基本計画において、別府市成年後見支援センターとして、地域における支援者の数を増やすため、まだまだ今は準備段階ではございますが、計画的に市民後見人を養成してまいりながら、広報活動にもしっかりと取り組みつつ、センターの充実と体制強化に努めてまいりたいと考えております。

- 4番(阿部真一君) それでは、この後見人制度について、まとめて意見を言わせていただきたいと思います。

この相談内容を的確にやはり判断できる専門的な相談員を、その知識を経験を有する職員をしっかりと配置していただきたい。これは社協が運営しておりますので、担当課である介護保険課からしっかりと指導していただきたい、そしてこれはやはり先ほどの外国人の子どもの支援にもありましたが、やはりボランティア業務ではないと思います。やはり準専門知識を持っていて、その職務を行う場合に適切な報酬、予算をしっかりと措置すること、そしてまたこういった行政側に伝わらない部分の声として、医療関係、介護関係のあらゆる機関に、やはりこういったことが現場で起きているのか、しっかりと意見交換をしていただいて、今後行政として制度設計をしていただきたい。これはいきいき健幸部、市民福祉部中心になって、調査研究を進めていっていただきたいというふうに思います。

介護保険の件の質問がちょっと届きませんでした。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

- 13番(荒金卓雄君) 荒金です。

通告どおり参ります。

初めに、子どもの弱視の早期発見についてということをお話しております。

これは私、ちょうど参議院選挙の6月の時期に、市内いろんなところ訪問しているときに、眼鏡専門店の方からね、教えていただいたのです。3歳児健診で子どもの弱視の検査があるけれども、これが非常に従来のやり方だと正確さが、精度が低いのだと。現在は屈

折検査機器というのがあって、それを使うと非常に精度が上がると。別府でも使っていますかということで、私もその新聞記事を見せていただいたのですよね、正直知りませんでした。今回の議会で質問させていただこうということで、勉強したわけです。

まず初めに、子どものとついてますが、子どもの弱視とは医学的にはどのようなことを言うのか、また早期発見、早期治療の重要性、これを答弁ください。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

弱視とは、医学的には視力の発達が障がいされて起きた低視力を指し、眼鏡をかけても視力が十分でない状態を指します。子どもの目の機能は生まれてから発達を続け、6歳までにほぼ完成しますが、治療が遅れた場合、十分な視力は得られないとされています。そのため、母子保健法に基づき、3歳児健康診査に視覚検査が行われています。多くのお子さんに3歳児健康診査を受けていただくために、対象者への案内通知をお送りするとともに、予定していた健診日に受診されていなかった方には電話で受診勧奨を行うなど、受診率向上に努めております。

○13番（荒金卓雄君） 子どもの目の能力というのは、赤ちゃんのときはほぼ見えていない、明かりがついてるかどうかがぐらいで、だから親やおじいちゃんおばあちゃんが顔をのぞいて、赤ちゃんが笑ったような反応を示すとね、あ、笑った笑ったって見ますけどね、本当は親の顔とか、あれはなかなか見えていないというのが実情のようです。それが1歳から3歳ぐらいいかけて、急激に視覚能力が上がります。ところがその視力の発達が、何らかの理由で障がいが出てきて、要は発達が止まるという状態になると。これが弱視、眼鏡で矯正をしても大まか0.3ぐらいの視力以下という、医学的にはそのようです。私なんかはもう眼鏡使用歴、もう50年近くなりますが、高校に入ってからですから、弱視というのには当たらないわけですがけれども、では次に別府市で、今3歳児健診のときに視覚検査を行っておりますけれども、どのようなやり方で行っていますか。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

3歳児健康診査では、保護者が記入した問診票と家庭で実施した視力検査結果の確認を行うほか、大分県眼科医会からの要請があり、導入の必要性を強く感じたことから、国の補助制度に先駆けて平成26年8月より、視能訓練士による機器を用いた屈折検査などの眼科検査を行っております。

○13番（荒金卓雄君） もう実は、別府市は平成26年8月からこの屈折検査の機器を導入しているということなのです。それ以前というか、現在も第1次検査というのと第2次検査というのが行われているのですが、第1次検査というのはいわゆる家庭で保護者が子どもさんを観察したり、または3歳児健診のときに同封してくるチェックシートといいますかアンケート、それを記入して、少し保護者の目から見てどうか、ちょっとおかしいのではないかなというようなのがあれば、3歳児健診で健康センターに来て、そこでお医者さんに申し出て、お医者さんに診てもらおうと、こういうことがあり得るのです。なかなか第1次健診の検査の制度がない。

これは日本眼科学会というところの会長さんが、こういうふうにおっしゃっています。1次検査の視力検査が家庭で行われること、また3歳児では検査時の応答が正確ではないことにより、健診の受診率が高いにもかかわらず、多くの弱視が見逃されてきておると、こういう少し残念な状況が続いておりました。実はこの視覚検査そのものも、3歳児健診で取り入れられたのが約31年前、1991年に日本は母子保健法の下で、世界に先駆けて3歳児健診に視覚検査を導入したと、こういう優れたものというか、先駆性のあるやつなのですね。ですから逆に私たち、今この議場におります40歳以上の方は、まずこの検査は受けていないというふうに思われます。

この1次検査をする、した上で、今言っております屈折検査機器というのが10年近く

前に開発されて、それを使うといわゆるポラロイドカメラみたいな大きなレンズがあって、チェックする人が持てるのです。それを、子どもさんに少し暗い部屋に座ってもらって、そして1メートルぐらいの距離でここをのぞいてという形で見てもらうと、それでその子どもさんの屈折の正常か異常かというのが短時間で数値に出てくるという、こういう便利なものになっております。これを別府市のほうは実は本年から、2022年度から、国がこれを全国に広げていこうということで、半額の補助をするというのを打ち出しているのですが、別府市はそのさらに前から早期導入をしているということで、私はこれはね、うれしいことだなと思いました。

次に伺いますのは、この3歳児健診って具体的に何名受けて、そしてその検査の結果、精密検査が必要と判定される方はどのくらいの人数、割合ありますか。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

眼科での精密検査が必要とされた子どもについては、検査機器導入前の平成25年度は受診者904名中59名で、6.5%でしたが、導入後の平成26年度は受診者854人中143人で16.7%、平成27年度は821人中273人で33.3%と増加しており、それ以降は約3割で推移しております。

○13番（荒金卓雄君） 明らかに、精密検査が必要と判定されるケースがぐっとアップしている。

次に、精密検査を眼科に行き受けるわけですが、眼科病院に行き受けるわけですが、そこでやはり治療が必要、また経過観察が必要というふうに判定される人数、割合はどのくらいですか。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

精密検査の結果、経過観察や治療が必要とされた子どもについては、平成25年は3歳児健康診査受診者のうち、31人で3.4%でしたが、平成26年度は78人で9.1%、平成27年度は130人で15.8%と、こちらも増加しており、それ以降は16%前後で推移しています。いずれの場合も、導入前に比べて5倍に増えており、機器導入により弱視の早期発見につながっていると考えております。

○13番（荒金卓雄君） ありがたいことですね。実人数再度確認しますとね、3歳児健診に来る方が800名台、800名台あります。そのうち、今御答弁がありました、治療が必要、また経過観察が必要となる方は120人から140人ぐらいいらっしゃる。これはやっぱり割合としても15%台ということで、非常に高いわけです。しかし、ここで早期発見されて早期治療を受ければ、弱視を克服というか、大人までならず改善できるということなのです。

ちなみに、少し調べました。もし弱視でね、子どもさんが早期発見、早期発見ならずその弱視の状態であったりするとどういうふうに、例えば学校現場ね、なるかということ、ある年齢になっても絵本やテレビに興味を示さないことがある。よく見えないからでしょうね。さらに、文字の読み書きについても、形の似た文字を混同する、例えば平仮名の「あ」と平仮名の「お」、平仮名の「る」と平仮名の「ろ」、平仮名の「わ」と平仮名の「れ」、これは荒っぽく書きますと我々でも間違える場合がありますが、そういう字が混同してしまったり、また行を読むのが、読み間違える、行を飛んだり戻ったり、こういうようなこともあるということですから、まず私はこの弱視という、子どもさんが、治療を受けておれば、時間がかかりますけれどもいいのですが、もし、この検査で見逃されているというケースも考えられますので、学校現場でもそういうような知識をしっかりと、検査する側もあってほしいなというふうに思います。

もちろんこれは3歳児健診、無料です。母子保健法に基づいて無料、それで精密検査が必要、また治療が要ると言われて眼科に行っても、今こども医療は無料です。基本的には

就学前は無料ですから、保護者の方は安心して、もし治療が必要と言われても病院に無料で行けるわけですから、利用していただきたいと。

その上で、機器の導入はもう別府市済んでいるということですが、よりその発見を高めていくための努力、これをお願いしたいと思うわけです。その辺の精密検査の受診率向上や、また精密検査を確実に受けてもらえるような対策、これはどのように取っていますか。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

3歳児健康診査を予定していた日に受診されていなかった方には、電話や手紙で受診勧奨を行っているほか、精密検査を受けてない方には健診から3か月ほど後にこちらも電話や手紙で受診勧奨を行っております。

今後さらに健診や精密検査の未受診者対策に努め、子どもの弱視の早期発見、早期治療につなげてまいりたいと思います。

○13番（荒金卓雄君） 受診率がどのくらいあるのかということで、私実は今年のちょうど8月に、別府の地域保健委員会というのがありました。これはオンラインで、市長もちょうど療養中で、自宅療養中でZoom参加されたやつなのですが、それに3歳児健診の受診率という数値が出ているのです。これ平成元年度、ごめんなさい、令和元年度、まだコロナ前ですね、は98.7%受けているのですが、翌年の令和2年度は95.0%、さらに翌年の令和3年度は93.8%、これはコロナの影響も恐らく否定はできないでしょうが、この受診率が低下しますと、どんなに來てもらった方の発見率が上がってもどっかで見逃されるという危惧があるわけです。

ですから、私が眼鏡屋さんとお話をしたときに言われたのは、3歳児健診で受けるのはもう重要だけれども、さらに、例えば就学前の幼稚園年代とか、また10歳前、小学校の低学年の時期ぐらいまでにもう一回何とか、この弱視検査をやるのがあってほしいと、こういう要望を受けましたので、それをお伝えしてこの項を終了いたします。

○副議長（小野正明君） 休憩いたします。

午前 11 時 57 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○副議長（小野正明君） 再開いたします。

○13番（荒金卓雄君） では2項目の雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業、これに関して伺います。

今、障がい者に関する大きな法律は、障害者総合支援法というのがあります。平成25年に制定されておりますけれども、その前は障害者自立支援法というのが中心で、障がい者を、自立の手助けをするというのが考え方の中心でしたけれども、障がい者を社会に受け入れていく、また障がい者が積極的に社会に飛び込んでいく、地域になじんでいく、こういうようなのが今後の障がい者福祉の方向だということで、この障害者総合支援法というのがございます。

実はちょうど1年前、9月の議会でもこの案件を質問させていただきました。そのとき私が直接御要望を受けたのは、視覚障がいがありまして、マッサージ、鍼灸マッサージの自営業の方から、コロナがあつてなかなかお客さんも来にくくなっていると。そうなるといわゆる出張ですね、お客さんのところに向いて行って、そこで従事するということが、少しでも仕事を広げていきたいということだったわけですが、そのときにやはり視覚障がいがありますから、どうしても同行支援が欲しいということなのです。ところが、従来のこの障害者総合支援法の中の介護給付という中に、同行援護というのがあります。いわゆる外出をするときに、一緒に連れ添って、付き添ってくれると、伴走してくれるということなんです、この同行援護は経済活動には利用できないという制約がありました。ですから御自分が休日のときに例えば病院に行くとか、ちょっとしたレジャー施設に行く

とか、そういうことは利用できるわけですけども、いざ仕事で同行が必要なわけでもって言ってもこれが利用できなかった。それが、2020年の10月に国のほうが、この障害者総合支援法の中にあります地域生活支援事業というくりがあるわけですけども、その中の市町村が任意にできる部分というのがさらに枠があるんです。そこに、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業というのを新たに創設をしました。これは要は、障がい者の就労機会の拡大を図るために同行が必要であれば、それを法律の自立支援の給付の中ではできないけれども、市町村が任意にやる事業、この中で可能ですよということなのですね。それを打ち出して、当時はまだ13ぐらいの市町村しか手を挙げていなかったというところだったのです。それで、ぜひ別府市でもやってもらいたいということを昨年、1年前の議会で御要望させていただきました。

再度お聞きします。この重度障害者等就労支援特別事業の目的、内容、これにまず答弁ください。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

重度障がい者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、通勤支援や職場等における支援を実施するものであります。

事業内容ですが、重度訪問介護等の支給決定を受け、民間企業に雇用されている方、及び自営等に従事されている方を対象に、通勤支援、職場等における支援であって、雇用施策の障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても雇用継続に支障が残るとして認められた部分を、福祉施策の地域生活支援事業として実施するものでございます。

○13番（荒金卓雄君） それで、現在この事業を全国の自治体の中で実施している自治体はどのくらいありますか。また、大分県内ではどうでしょうか。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

把握する限りは、全国26の市区町村で実施しております。また、県内では現在大分市が実施しております。

○13番（荒金卓雄君） 1年前よりぐっと増えています。また大分市もこの事業に参入というか、取り組んでいるということ、全国的にも大きな都市ですが、神戸市とか、宇都宮市、川崎市、九州でも北九州市、あと大阪の泉大津市、こういうところがだまか去年2021年の8月とか10月とか、1年前ぐらいからやっていますし、今申し上げた大阪府の泉大津市というところは、今年の7月からこの事業に取り組んでおります。

概要は、要は1週間の、いわゆる条件的には、1週間の所定労働時間が10時間以上ですとか、民間企業に雇用されてる方は通勤等の付添い、自営業者などは通勤や業務上の外出における移動の補助、こういうのに使えますし、利用者負担はサービス料金の1割負担ということで、利用がしやすくなっているわけです。

ところが、利用したいという方は確実に増えてくると思うのですが、そのサービスを今度提供する事業者、これはどういう事業者になりますか。また、別府市内でそういう事業者は何事業者ぐらいありますか。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

障害者総合支援法に基づき、重度訪問介護、同行援護、行動援護の支援サービスを実施します指定障害福祉サービス事業者となります。当該事業所数は、法人の数で言いますと現時点で39法人、59事業所になります。

○13番（荒金卓雄君） 非常に、別府市内でも多くの事業所がサービスを提供できるという状況にはなっているのです。別府市として、この事業の実施に向けての可能性、そういうのを調査、また進めていったというようなことはありますか。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

本事業を実施しています一部の自治体に対して、実施内容について聞き取り等を行うと

ともに、本事業対象者は重度訪問介護等のサービスを利用している方に限定されますので、相談支援事業所を通じてニーズ調査を実施しました。可能性としまして、15件のニーズを現在把握しております。

- 13番（荒金卓雄君） ニーズ調査を丁寧に行っていただきまして、現時点で15件、15名ということに考えてもいいと思います。

もし、この事業を実施するとすると、財源、これはどうなりますか。

- 障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

国の地域生活支援事業の実施要綱を見ますと、補助率は国2分の1、県4分の1、市町村4分の1となっております。

- 13番（荒金卓雄君） ずばり、今後別府市ではこの事業を令和5年度から実施する計画予定はありますか。

- 障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

重度障がい者等の就労継続やその機会の創出、就労支援の目指すべき姿を雇用施策と福祉施策で実現する重要な事業であると認識しています。

- 13番（荒金卓雄君） 重要な事業であるというふうに認めていただきました。

実は私いろいろ調べていますとね、今年、社会福祉法人の日本視覚障害者団体連合という団体がある、全国組織ですね。そこの竹下会長さんという方が、厚生労働省に陳情書を出しております。それも視覚障がい者の陳情書です、福祉分野に出す陳情書と就労分野に出す陳情書があるのですが、その就労分野で、職業関係で出している陳情書の中に、実はこの事業が上がってしましてね、こういうふうにあります。

重度障害者等就労支援特別事業を、地域生活支援事業の必須事業にすること。つまり、さっき言いました、今回可能性があるこの地域生活支援事業というのは、あくまでも市町村の任意事業の範疇なのですけれども、それと別に必須事業というのがあります。その必須事業にこの特別事業を引き上げるべきだと、こういう要求をしております。

もう一点は、自営で開業する視覚障がい、あはき師という、平仮名で、あ、は、き、で、マッサージ師さんなんかの師ですけれどもね、が全国で一律に重度障害者等就労支援特別事業を利用できるようにすることと、このあはき師というのはあんまマッサージ師、「は」ははり、はり師ですね、「き」はきゅう、おきゅうです、きゅう師。いわゆる鍼灸マッサージ師の皆さんが、全国で一律に重度障害者等就労支援特別事業を利用できるようにすることと、要はもう希望の自治体だけが手を挙げて順番にやるのではなくて、全国一律にぜひ、国の要請でやってもらいたいと、こういうのが今年の令和4年度の陳情書に上がってきてるということは、もう要は全国レベルで今後この事業は注目されて、市町村としても積極的に取り組んでいかないといけないということの裏づけだと、私はこのように思います。

それで、令和5年度の新規事業として、ぜひ私は予算計上して、別府市として早期実現の実施を要望したい、今日は議場にいらっしゃる企画戦略部長、また財政課長も、今日の質疑を聞いていただきましたので、聞いてもらってよかったと思える結果を注視したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。この項は以上で終了いたします。

次に、3つ目の公共施設使用料見直しについて 御質問します。

初めに、ちょっと質問の対象と順番を申し上げます。最初に、(1)から(4)までの見直し後の利用者数、使用料金、使用収入の推移、またキャッシュレス、この項目までを先に社会教育課のほうに質問します。その後、同じ(1)から(4)までをスポーツ推進課にお尋ねします。結びに、市美術館の観覧料の在り方というのに行きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

ちょうど、令和2年の10月から公共料金の見直し、引上げです、行われました。行政の側としては、なかなかこういう公共的色彩の強い料金を引き上げるというのは、反発と

いいですか、なかなか受け入れていただけないところと予想されるのですが、それを思い切ったということ。その理由を、ちょっと私も少し整理する意味で見てみたら、やはり年間管理運営において毎年多額の赤字が発生しているということが第一です。これはもう社会教育課に後ほど聞きますが、各地区公民館、5地区の南部地区とか西部地区とかこういう公民館のは、当時の資料ですが、毎年管理費が7,800万円かかるところを、使用料収入では600万円、ですから赤字が7,200万円発生していたと。また、中央公民館も同じように管理費全体としては3,700万円かかるところを、使用料収入だけでは800万円、ですから2,900万円の赤字が出ていたと。これは後のスポーツ施設等もございませぬ。また、温泉施設もありましたが、今回は温泉施設はちょっと外しております。

もう一つ、見直しを行う理由は、やはり公共施設の老朽化、これに伴う維持更新コストの増加というのが早くから言われておまして、それを受益者の負担をやはりしっかりしてもらおうということがありました。そういう中で、例えば減免制度の見直しもやられてきているわけです。

そこでまず伺います。中央公民館、また他の5地区公民館の利用者数の推移、引上げ前と引上げ後、この人数を教えてください。

○社会教育課長（古本昭彦君） お答えいたします。

中央公民館ほか5地区公民館の利用者数につきましては、令和元年度が25万197人、令和2年度が14万130人、令和3年度が13万740人となっております。

○13番（荒金卓雄君） 人数的には明らかに減ってるんですが、これが使用料の見直しが要因なのか、コロナの感染でいろんな行事が中止になったり、また休館というようなものもありました。また、中央公民館はリニューアルで休館がちょっと長かったりしていますので、一概には言えませんが、令和2年と令和3年は14万人、13万人ですからそんなに激減というものではないかと思えます。

では次に、使用料収入、この推移はどうですか。

○社会教育課長（古本昭彦君） お答えいたします。

中央公民館ほか5地区公民館の使用料収入につきましては、令和元年度が1,238万4,910円、令和2年度が745万6,570円、令和3年度が1,156万380円となっております。議員おっしゃったように、利用者数及び使用料収入は、令和元年度に比べ減少しております。これはコロナウイルス感染症対策による利用自粛や休館の影響、また昨年度実施いたしました中央公民館の改修工事などによる休館期間もあったことが影響しているものと考えております。

○13番（荒金卓雄君） もう一つ見直しの大事なところは、減免制度の見直しが行われました。減免はいろんな、教育的団体ですとか、公共性の高い行事等のときに会場使用料等を無料にしたり、半額にしたりというようなことなのですが、この今回の減免制度の見直しによって減免率はどのようになりましたか。

○社会教育課長（古本昭彦君） お答えいたします。

使用料の減免の見直しにつきましては、公平性、公正性を確保するため、減免できる場合を示した統一的減免基準を定め、減免制度の見直しを実施したものでございます。使用料の50%を減額するものでございます。

しかしながら、経過措置といたしまして令和2年10月から令和4年3月までの間は75%の減額となっております。

○13番（荒金卓雄君） 減免率が見直し前は100%の減免というのが通常だったのですけれども、経過措置としてこの令和4年の3月までは75%の減免で推移して、今年の4月以降は減免をすとしても、50%の減免にとどめるというふうに見直しがされているわけです。

では、この今の人数、また収入額、減免、こういうのを踏まえた上で使用料の見直しというのが市民に受け入れられて定着したと考えられるか、また収支は改善しつつあるか、この点はどうか。

○社会教育課長（古本昭彦君） お答えいたします。

使用料改正からおおむね2年を経過していること、また減免率を経過措置を設けることで、市民の方々の御理解を得ているものと考えております。

収支につきましては、これまで免除であった団体からの減額後の減免使用料が納付されております。減免による使用料収入は、令和2年度10月からでございますが32万6,946円、令和3年度で188万3,614円となっております。

○13番（荒金卓雄君） 総額で言われるとなかなか分かりにくいので、私もちよっと細かく申し上げますが、例えば中央公民館の講座室、これ1時間借りると会場使用料が見直し前は550円でした、1時間550円。これを見直し後は742円、1.35倍上げております。また、北部公民館、中部、西部、南部、朝日大平山、こういうところにあります会議室の利用料は、見直し前は330円、1時間が。それが551円、1.67倍という率で上がっております。あと、概して部屋の名称というか性格によって少し異なりますが、大体1.35とか1.36とかいうのです。

倍率を聞きますとね、ちょっと高い、引上げ率高いのではないかなという思いがしますが、単価、1時間単価で見ますと、さっき言いました550円が742円、またほかの5つの公民館のほうで、研修室なんか1.36倍なのです。これ、これまでは1時間165円だったのが224円、一方的には言えませんが、そんなに引上げ額としては、負担が可能な範囲というふうに私も思いました。ですから、こういう思い切った見直しで、公共施設の収入がじわじわ上がって、だけれども利用者は決して離れていないと、利用しているということで、私は市民の皆さんのいろんな社会活動の活動熱は衰えることなく、維持、継続されているのではないかなというふうに思います。もちろん、私のところにも引上げ、値上げということで聞いた当時は、いろんな声も頂きましたけれども、ある程度は落ち着いてきたのではないかなというふうに思っております。

じゃあ、社会教育課のほうは以上で一度終わります。

同じく今度はスポーツ推進課、スポーツ施設のほうですが、令和2年の10月から同じく見直しをしています。しかし、コロナ感染で、どうしても利用者が減っているというのがされるのでなかなか数字を聞いても難しいところがある。あんまり影響が少ないのではないと思われる屋外スポーツ施設、これ2つお願いします。実相寺のパークゴルフ場、ここと公園テニスコート、この利用者数の推移はどうか。

○スポーツ推進課長（豊田正順君） お答えいたします。

実相寺パークゴルフ場と公園テニスコート、利用者数の推移でございます。令和元年度9万6,930人、令和2年度7万7,236人、令和3年度9万6,232人となっております。コロナ感染症の影響を受けていることが考えられますが、使用料の見直しにより大きく利用者が減少していることはないというふうに考えております。

○13番（荒金卓雄君） 今度は使用料収入の推移と経営収支の改善、これはどうでしょうか。

○スポーツ推進課長（豊田正順君） お答えいたします。

使用料収入の推移でございますが、令和元年度1,503万5,000円、令和2年度1,506万4,000円、令和3年度2,078万4,000円となっております。収入が増加しており、経営収支が改善されていると考えております。

○13番（荒金卓雄君） 先ほどの人数のほうでも、令和元年度、コロナの影響がまだない時期では、この2つの施設の合計が約9万6,930名と。令和3年度、令和2年度は少し減ります。令和3年度は9万6,232人と、ほぼ同じ線で行っていますし、収入金額では令和元

年度、その2つの施設では1,500万円、令和2年度も1,500万円、これ人数、利用者は減っているけれども、料金引き上がっているので維持しているというふうに思います。令和3年度の使用料は2,000万円と、2,078万円ですか、に上がっております。

ですから、スポーツ施設のほうも決して市民の皆さんが料金引上げで利用が離れていったということはないのではないかなというように、ちなみにさっきと同じように公園テニスコートの一般の人の1面の利用料、1時間でね、220円だったんです、これまで、220円、1面1時間ですよ、一般の方。これが引上げは2倍です。2倍でも440円、1時間。あと高校生とか小学生とかはもう少し金額は下がりますけれども、引上げ率は大体2倍ということです。しかしそれでも持っている。また、実相寺パークゴルフ場の一般基本使用料も、見直し前は495円、これが1.3倍になりましたが643円。ですから、決して払うのが苦しいというほどの引上げではなかった。その証拠として、利用者も堅調に行ってますし、またその分市の狙いであった使用料収入がね、増額しているということは、私は市民の皆さんに受け入れてもらっているのではないかと、いうふうに思います。

今回こういう、いろいろ数字を調べる中でね、ちょっと美術館に関しての観覧料、これに関して少し疑問を持ったものですから、ちょっと問題提起という形でお話をさせていただきたいと思います。

美術館では、市が企画をする展示会というのと、市内の美術関係団体などが主催者でやる作品展示会、それ以外にもいわゆる主催講座、教室ですね、こういうようなのがありますが、来館者への料金はそれぞれどのようになっていますか。

○社会教育課長（古本昭彦君） お答えいたします。

入館者の料金につきましては、別府市美術館の設置及び管理に関する条例及び施行規則に規定されており、観覧料として普通観覧料210円、団体観覧料146円となっております。市が企画する展示会、主催講座につきましては規定により観覧料は免除しておりますが、美術関係団体などの展示会につきましては、条例に定める観覧料を納付いただいているところでございます。

○13番（荒金卓雄君） 美術館の観覧料も同じように、やはり令和2年の10月から実は引上げ、見直しがされた金額なのです。従来は高校生以上は100円、100円でした。それが今210円、中学生等は50円でした。しかし、小学生、中学生は今回の見直しで、当初案は100円と、2倍の案を出しましたが、やはりいろいろ見直しの中で、今小学校、中学校は無料という見直しをしてもらっております。

そういう中でね、現在美術関係団体が展示会を開いたときに、いろいろ声かけします。また、はがきで案内を出すわけですね、ぜひ見に来てよということで行くわけですが、そのときに、観覧料が、要は入館者が、入館者が1階の入り口で美術館の職員から、観覧、職員が観覧料を受け取る場合と受け取らない場合、要は210円を払う場合と払わない場合があるというふうに聞いてるんですが、その基準はあるんですか。

○社会教育課長（古本昭彦君） お答えいたします。

免除の規定に該当しない限り、観覧料は納付を頂いております。

議員がお尋ねの件につきましては、美術関係団体などによる展示会開催時に、主催団体がその観覧料を負担する場合は、展示会の入館者数に観覧料を乗じた額を主催団体が納入いただいております。主催団体が観覧料を負担しない場合は、入館者から直接観覧料を頂いております。

○13番（荒金卓雄君） 今の御説明によりますと、展覧会を主催する団体が、その会場に来てくれる観覧者の人数分の観覧料を団体として負担すると。結果的に来る人は無料ですという形になるケースと、観覧料の負担は団体としてはちょっとしませんと、だから来る方は入り口で210円払ってくださいと、こういうケースがあるということなのですね。こ

れが今までは、見直し前は100円だったから、100円だったから100名来ても1万円、これが210円になるとね、100名来たら2万円、倍になるわけです、簡単に言えば。この負担を主催する団体側がこれまでのように、いいですよ、もう団体として負担しますから来る方は無料にしてくださいというのが、なかなかもう支えにくくなっている事情もあるのです。苦しいのですと、こういう声を私も聞きました。何とか頑張るといふ団体は、いや、もう従来どおり210円に上がったけれども、団体として負担するから来る方は無料でどうぞと、こういう案内のはがきに無料と書いてるはがきもあれば、観覧料210円と書いて案内を出す団体もあるわけなのです。こうなると困るのは、要は1階の入り口で観覧料を徴収というか、納付を受ける職員の方が非常に私は困ると思うのです。来る方ははがき持ってきて、これまでどおり、100円のとくと同じように無料だと思いながら来る、ところが今回のこの団体からはお一人ずつ徴収してくださいと言われていたというので、その旨を伝えて210円を受け取ろうとすると、しょうがないなあと言って入ってくれる方もおれば、ええ、これまで無料やったのにどうしてかいと、それだったらもう、極端に言うともう悪いけど帰るわいというお声もあるというふうに、私聞いてます。

だから、広い目で見ると、やはりそれなりの作品を見るのにやっぱり受益者負担というか、来る方が払うというのが一般ではないかという考えもあるし、いわゆる会場を団体が借りると、通常の公民館とかは1時間何ぼで借りるわけですから、そういう形でもう人数とか210円にかかわらず、一定の金額を負担して、来る方は無料で来てくださいと、こういうやり方もあるのではないかなというふうに思うわけです。だから、その辺を美術館としてどういうふうに把握をして、ちょっとそういう不都合といいますか、思いがけない波紋を呼んでいる、もう少し整理するということがあっていいのではないかと思います、どうでしょうか。

○教育部長（柏木正義君） お答えいたします。

先ほど議員からもお話のありましたとおり、現在の美術館の観覧料につきましては、外部評価委員に諮り、令和2年度に改定や減免措置の見直し等を実施したもので、ほかの類似施設等との均衡も考慮に入れ、定めたものであります。

観覧料の納付方法として、観覧料を主催団体と入館者の負担割合により、主催者の負担の軽減を図るなど、主催者と協議をさせていただき、その場合の観覧料の徴収につきましては、一部負担部分を美術館が徴収するなど、主催団体と協力をしていきたいと考えております。

現美術館施設は、企画展と常設展が併設展示となることから、会場を仕切ったり、出入り口を別にするなど難しい施設の構造上の問題もあります。また、各々団体によって意見等も異なると思いますので、議員の御意見も参考にさせていただき、他都市の状況の調査や美術館利用者の意見等を傾聴してまいります。

○13番（荒金卓雄君） まず、そういう諸団体と協議の場をぜひ持ってほしい、また利用者からもぜひ声を聞いて、適切な料金の負担形式、形態はどうだろうかというのを、私はちょうど来月10月から、来年、再来年の2月まで、ちょっと長いですがけれども美術館が空調等の工事で改修工事で休館になります。その間にじっくり協議をして、納得してもらえる料金の頂き方というのにしてほしいなというのを申し上げます。

もう一点は、今の美術館に、いわゆる展示企画ですとか、美術館の運用、こういうのに関して有識者や市内美術関係団体の声を聞く場としての協議会、また委員会、こういうのが今ありますか。

○社会教育課長（古本昭彦君） お答えいたします。

現在、協議会や委員会などは設置いたしておりません。

○13番（荒金卓雄君） 図書館は図書館協議会というのがあって、幅広い層からいろんな声

を聞いて運営等が改善されて、企画も、アイデアを頂きながらやっているようです。それがぜひ美術館にも必要ではないかなど。ちょうどこの再オープンまで見直しの期間がありますから、そういう協議会を設置していただきたいというふうに要望しますが、いかがでしょうか。

○教育部長（柏木正義君） お答えいたします。

来館を促せる魅力ある美術館にするには、様々な方から意見を聞き、それを運営に反映させることが重要であると考えております。美術館再オープンに向け、協議会の立上げの準備を進めておりましたが、半導体不足の関係で工事期間は令和6年1月まで延長となり、休館期間が1年4か月と長期になったことから、適切な時期に協議会を立ち上げ、再オープンの後の別府市美術館の円滑な運営を図るとともに、事業の充実を図ってまいりたいと思っております。

○13番（荒金卓雄君） 美術館に去年こういう御質問したときに、例えば美術館に足を直接運べない方に、美術館の展示会の作品とかを下の市庁舎の1階で、大型スクリーンがありますからね、そこで映像を流したらどうかというのをお話ししました。それ、やっていたいでいるのですね、今。私も時々あそこをのぞくときに、あら、こういう形で放映流してくれているわというのを思いまして、担当、ありがとうございます。

もう一個、企画予算ね、予算がちょっと低いのではないかということで要望しましたら、市長のほうの決裁に出て、思い切った額にいただきました。これ、今年の8月に美術館で行いました、平和を考える市民の広場というのが開催されました。去年もあったのですが、今年はさらにウクライナですとかロシア、ミャンマーの子どもたちの絵画を展示して、今ウクライナ情勢がね、こういう中で非常にタイムリーな、また教育関係だからこそできる企画をやっていただきました。

ちなみに、こういうカラーのパンフレットができたというのも予算が上がったからということで、館長が喜んでいただいております。ですから、そういう見直しの機会、また見直しの声を聞く場をぜひ持ちながら、来年、再来年の再オープンのときには、ああ、変わったと言われる、また美術館の姿を楽しみにしたいと思います。

私の質問は以上で終わります。ありがとうございます。

（議長交代、議長市原隆生君、議長席に着く）

○1番（榊田 貢君） テレビを御視聴の別府市民の皆様、こんにちは。自民党議員団の榊田貢です。

9月の議会の一般質問の最終日の一番最後ということで、大トリになるようしっかり締めてまいります。皆様、今しばらくお付き合いよろしく願いいたします。

本当に私も議員になってこの3年間、コロナの時代が長くて、いまだにコロナも終息しておりません。非常に別府市のコロナに対する対応というのは、非常に迅速な対応があったものもたくさんあったかなというふうに思っております。先日、台風14号の避難所のほうに私が顔をのぞかせていただきましたら、すごく職員さんの対応がよかったというふうなお言葉を頂きました。今後とも、そういった市民に寄り添う別府市の行政を行っていただきたいなと思います。今後ともよろしく願いいたします。

すみません、早速ですけれども質問のほうに入らせていただきたいなと思います。

近年、交通事故が非常に多いと思います。こないだも別府市もひき逃げをした事件の犯人もまだ捕まっていないようで、特に若い方も事故をされる方も非常に多いとは思いますが、やはり高齢者になっていくと、やはり事故のリスクというものが非常に高くなってくるのかなというふうに思っております。

そこで、別府市も多分高齢者に対して免許返納のほうをお願いしていると私は思いますが、近年高齢者の自動車の運転免許の返納数はどのようになっていますか、お答えくださ

い。

- 生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

別府市民で70歳以上の高齢者の方の運転免許証の自主返納数につきましては、大分県警察本部の過去3年間の資料によりますと、令和元年は578人、令和2年は527人、令和3年は494人と推移しております。

同様に、自主返納率で申し上げますと、令和元年は約3.9%、令和2年は約3.7%、令和3年は約3.5%となっております。

- 1番（榊田 貢君） 今、御答弁いただきましたが、令和元年は578人、2年度は527名、3年度は494人という形で、パーセンテージでいくと令和元年3.9%、2年度3.7%、3年度は3.5%と、少しずつですけれども自主返納率というものは非常に下がってきているのかなと思います。やはりこれは、大分、別府なんかはやはり車を使った移動という手段がいまだに大事だということで、やはりそこは後で質問するのですけれども、公共の交通機関との連携をしっかりと図っていくことも大事かなと思っております。この件に関しては後でしっかり質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただ、このパーセンテージが一概に別府市だけのパーセンテージでありまして、県内の別府市を除いた17市町村で比較したときに、これが多いのか少ないのかというのが非常に気になるところであります。多分、県内通してもやっぱり高齢者の方の免許返納というのは非常に進めていると思うのですが、別府市は他都市に比べて自主返納率はどのようになっていますか、お答えください。

- 生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

県内の他都市の自主返納率につきましては、大分県警察本部からのデータ収集が難しいものの、把握できました大分県全体の70歳以上の高齢者の方の自主返納率は、令和元年は約3.9%、令和2年は約3.3%、令和3年は約3.1%となっております。

- 1番（榊田 貢君） これは今見ると、基本的には多分県内の数値とさほど差はないというふうに思います。むしろ、多分別府市よりも公共の交通機関が整っていない都市はまだ返納率は低いのかなと見ると、少し高めというふうになっております。

私も学生時代東京にいまして、東京とかあいった都会のところは、公共の交通機関は例えば山手線なんかで言うと、大体朝の通勤ラッシュは1分に1本ぐらい大体電車が来る。バスも同様にそれぐらいあって、公共の交通機関としては非常に発達していて、それを利用する方が非常に多いと。私もそうだったのですけれども、今免許持っている方って身分証明の代わりに持っている方というのが非常に多いのかなというふうに思いますので、それで返納率が多分下がってきているのかなというふうに思います。これからマイナンバー等も普及していくと思いますので、そこをしっかりと連携取れると、自主返納につながっていくのかなというふうに思います。

そして、別府市民で70歳以上の高齢者の方が加害者となった交通事故の件数ですね、これが今言った自主返納の呼びかけによってどのような推移ですか、減っているのでしょうか、お答えください。

- 生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

大分県警察本部の過去3年間の資料によりますと、別府市民で70歳以上の高齢者の方が加害者となった交通事故件数は令和元年で72件、令和2年で57件、令和3年で62件となっております。これを全年齢の別府市内の交通事故件数で除した割合で申しますと、令和元年で約18%、令和2年で約19.4%、令和3年で約20.9%と、近年微増しているところでございます。

- 1番（榊田 貢君） 本当に1年に1%ずつですか、少しずつですけれども上昇しているということで、これは多分コロナウイルスの影響によって公共の交通機関の利用者も多分

減っているということで、自分のマイカーで移動するというのが増えて、多分そういうふうになっているのかなというふうには思います。

高齢者のこのまま自主返納が増えず、事故も増えていることに対してどのように考えていますか、お答えください。

- 生活環境課長（堀 英樹君） 近年のこうした状況を見ますと、新型コロナウイルス感染症が終息しないことによりまして、議員おっしゃるように高齢者の方が感染を恐れて交通公共交通機関を利用せずに、自家用車で移動することが起因しているものと考えられます。そのため、高齢者の方の自主返納の増加につながっていないものと考えております。

今後は、警察や関係機関と連携し、交通規則や交通マナーの啓発、普及に取り組むとともに、住民参加による交通事故防止の活動等の推進を図ってまいりたいと考えております。

- 1番（榊田 貢君） 本当に、先ほどもおっしゃいましたが、免許証イコール身分証になっているパターンが多いのかなというふうな部分もありますので、自主返納を進めれば事故率がというふうなことには多分なかなか難しいということで、やはり自主返納をするに当たって、やはりスムーズな身分証明ができるようなサポートを別府市のほうでもやっていたらと、もっともっと進むのかなと。その一つの手段がマイナンバーかなというふうに思っておりますので、そこのところがしっかり連携取れると非常にいいのかなと思いますので、この項は終了させていただきまして、次の公共交通機関との連携について質問させていただきます。

免許返納後、移動手段に関わる経費について、支援についてお尋ねさせていただきます。

免許証返納後、移動手段として御自身で移動する場合、公共の交通機関がたくさんあります。電車、バス、タクシー、最近ではシェアサイクルなんかもあると思いますが、このシェアサイクルは観光の方、学生の方なんかがよく利用して、週末私もよく見ますし、この間のゴールデンウィークなんかも随分利用されたというふう聞いております。

そこで、市では高齢者のおでかけ支援というのをしていると、この間の議会で答弁いただきまして、路線バスに関わるバスの経費の一部負担、たしか半額ほど負担しているというふうなのをお聞きしております。免許返納後、この制度を利用している方が多分たくさんいると思います。この回数券、今のところバスで利用できるというふうにお伺いしておりますが、例えば私の地元のお話をしますと、秋葉通りなんかはあれだけ広い道路でもバスの便が、バス停ないのでよね。よく言われるのが、やっぱり流川出るのもすごく大変ですし、永石まで行くのもちょっと歩くときついという方もいますし、タクシーでちょっと駅まで行くというのも、ちょっと呼ぶのも気まずいかなというふうな声もあります。やはりタクシーの利用、本当に短距離、別府駅からゆめタウンまで行くのにと考えると非常に経費も高くなるかなというふうに言われる声もあります。また、タクシー事業者から、上のほう、上のほうというか、上のほうに行くとバス停までの距離の移動でちょっと乗せてほしいというお願いされるのですけれども、タクシーは目的地を聞いて行くものではないので、やはりそうなるとうとうと採算が合わなくなってくるというふうなお話もお伺いしました。

免許返納を進めるとは思いますが、返納後の公共交通機関との協議をどのように行っていますか、お答えください。

- 政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

交通事業者も委員になっていただいております別府市公共交通活性化協議会におきまして、令和4年6月に策定いたしました別府市地域公共交通計画の中で、移動手段を持たない高齢者などの移動環境の確保などが課題として挙げられております。また、バスやタクシー利用が難しい地域につきましては、対象となる地域の班やサービスを維持するために必要となる条件等を整理した上で、地域住民の需要に応じた利用しやすい運行方式などを

検討することとしております。

バス事業者やタクシー事業者が今まで住民の移動手段として担ってこられた役割があり、そのことも踏まえながらどのような公共交通サービスを提供できるか、事業者とも協議していききたいと考えております。

- 1番（梶田 貢君） 今、協議してまいりますという御答弁を頂きまして、本当にそういった形で協議をしていただいて、本当に全部の公共交通機関が連携取れるように、しっかり進めていただきたいなというふうに思います。

現在、エール券が販売されております。本当に私もこの議場で何度か提案をさせていただきまして、本当に導入していただきまして、市長、ありがとうございます。登録しているバス事業者やタクシー自動車でこれは使えるというふうになっておりますが、エール券の利用期間は非常にちょっと短いかなという部分もありますし、これ多分、コロナ禍の今のところ限定の支援というふうに私は考えております。このエール券のやっぱり使用方法も、やはりちょっとお高いものに使ったりとか、飲食に使ったりとか、物品使うものが非常に多いのかなというふうに私は思っております。

今後、期間指定をしなくて、常時どの交通機関でも使える、エール券とは言いませんけれども、何かそういったクーポン券、今タクシーや公共の交通機関では使えていないので、何かプレミアム率というか、例えば5,000円買えば10%ついて500円のサービスがつくみたいな形の助成制度を行ってみてはどうでしょうか。

- 政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

助成制度の導入についてでございますが、今後議員の言われましたクーポンなどの直接的な支援も含めまして、財政負担の観点からも持続可能となるような運行方式やサービスなどについて、事業者や住民と協議していききたいと考えております。

- 1番（梶田 貢君） 本当に、何にでも使えるクーポン券のようなのができれば非常にいいのかなというふうに思っております。本当に、市民の免許返納につながるのであればそういった新たな観点のサービス方法というものも少し検討していただけると、今後の公共交通機関の対応とか幅とか連携なんかもしっかり取れてくるのかなと思いますので、そこは行政が引っ張っていただけたら非常にうれしいなというふうに思います。

あと、住民と業者さんとしっかりこれは協議していかないといけないと思いますので、焦らずしっかり協議した上で、導入のほうを検討していただけたらなというふうに思っております。

続きまして、ワンコインバスの進捗状況についてということでお尋ねさせていただきます。

事前の打合せで理解できた部分がありますので、少し質問の仕方を変えていききたいなというふうに思っております。

令和3年度の3月議会で、ワンコインバスというよりも、おでかけ支援の充実をしていきたいという答弁を頂いたと思います。ちなみに、現在のおでかけ支援の内容とか利用状況というのがちょっと分からない状況だったので、そのところをちょっと詳細にお答えください。

- 政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

おでかけ支援事業につきましては、平成29年10月から実施しており、1冊2,000円分の回数券を半額助成しまして1,000円で購入できるもので、導入当時は1人6冊までの販売としておりましたが、令和元年には1人10冊まで、また令和3年度からは1人12冊まで購入できるように拡充しております。

使用期間のほうも、当初は6か月間だったものを途中12か月、15か月と期間を伸ばし、現在では使用期間は24か月としております。

また、利用状況につきましては、助成した決算額で見ますと平成30年度は1,226万円、令和元年度3,173万4,000円、令和2年度2,384万5,000円、令和3年度2,065万9,000円となっており、コロナ禍においては外出控え等があり、助成額は減少したものの、多くの御利用を頂いております。

- 1番（榊田 貢君） 今、答弁いただいたみたいに、大体減ってはいるのですがけれども、先ほど言ったみたいに外出する方も非常に減っていますし、これは非常に助かっている部分かなというふうに思います。最初が1,200万円です、今2,000万円ってことは、やっぱりそれだけ、これだけお出かけの方が減った中でも増えているということは、利用者も多いのかなと、私もそういうふうに思います。

そこで、今おでかけ支援の充実をお伺いしました。ただ、ちなみにワンコインバスというのが経費がどれぐらいかかるかという具体的なものがちょっと分からないところがありますので、担当課にそこをお尋ねして、その後はもしよければ市長の見解をお願いしたいと思います。

- 政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

ワンコインバスの導入にかかる経費や毎年の維持にかかる経費につきましては、約1億円の財政負担と試算がされております。おでかけ支援事業では、回数券は半額の助成であり、購入冊数も12冊までと上限を設けております。持続したサービスの提供を可能にするためにも、御利用の住民の方に少しずつ応分の御負担を頂きながら現行のおでかけ支援事業に注力してまいりたいと考えております。

- 市長（長野恭紘君） お答えをさせていただきます。

担当課長から御答弁をさせていただきましたが、やはり制度を導入するには将来に向けて持続可能なものにするという必要があるかと思っております。ただ、私は市長公約の中で、ワンコインバスと、当時市長選にお出になられた皆さん方、ワンコインバスを公約に掲げておられたと思いますが、完全に100%の公約実現かと言われたら、私はそうではないだろうというふうに思っています。ただ、持続可能なもの、そして制度として今どんどんと拡充をしていって、使用期間も2年、1人12冊までということで、制度として非常に充実ができていますので、今後においても持続可能な制度の構築、これをさらに拡充をしていく、充実をしていくということで、市民の、高齢者の皆さん方の移動支援、おでかけ支援にしっかりとお答えをしていくということで頑張っていきたいというふうに思っておりますし、議員も言われましたがそれだけではなくて、ミッシングエリアというか、全く空白地域というその間をどういうふうに持っていくか、タクシーの皆さん方もあると思っておりますし、今AIとか、これからICTの活用というものもあると思っております。そういったものをいろいろと加味しながら将来的に、市民の皆さん方にとってどの組合せが最適なのか、利便性が向上するかということ、公共交通活性化協議会の中でもしっかりと交通事業者の皆さんの経営環境というものもあると思っておりますので、しっかりと協議して、市民の皆さん方の最も利便性の高いものにどんどんと精度を上げていくと、拡充していくということで努力を引き続きしてまいりたいというふうに思っておりますので、また御支援と御協力をお願い申し上げます。

- 1番（榊田 貢君） 確かに、市民の移動手段の確保とか、予算面見ると、今は私も本当、市長おっしゃったみたいにおでかけ支援のほうのいいかなというふうに思っております。7,000万円近く経費も抑えられますし、先ほど、私もそうなのですがけれども、やっぱり継続性・持続性を持った事業、これが一番大事なかなというふうに思います。免許返納を進めて、おでかけ支援を充実させていくこと、そして、先ほど言ったバス路線がない地域や公共機関の交通のサービス水準が低いところ、交通手段がなくて困るところなんか、仮にバスを使っても、目的地とバス停から遠いと高齢者は歩くのが非常にきついというふ

うな声も本当に聞きます。最近ではお昼もなかなかコロナというところで、タクシーも台数減らしているのです、予約が取れないというふうな話も、私は聞いております。

今後、交通施策の全体をどのようにしていくか、お答えください。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

本年6月に策定しました別府市地域公共交通計画では、人口減少が進み、利用者が減少する中、将来にわたって市民や来訪者に必要とされるサービスを確保・維持するため、行政・市民・交通事業者を初め、多様な地域関係者が連携し、持続可能な公共交通サービスの実現を目指して取り組むことを基本方針としております。この基本方針に沿って、利用しやすく持続可能な市内のネットワークの最適化や、市民、来訪者が利用しやすい利用環境の充実など、4つの目標を掲げております。

この目標達成に向け、需要に応じたバス路線網の最適化や、交通系接点における待合環境、情報案内の充実、利用者の目に触れる情報発信の充実などの事業に取り組むこととしております。

今後、交通事業者や市民の方に御協力を頂きながら、本計画に基づき、それぞれの事業の取組を進めながら、誰もが便利で快適に移動できる環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

○1番（榊田 貢君） 今、本当に部長も市長も答弁なさいましたけれども、ネットワークとかICTなんか、いろんなものがありますので、世の中ある意味便利になったところもたくさんあるでしょうから、そこをうまく活用して、やはりまたは交通事業者さんの皆さんとしっかりこれは会議、打合せをしていく、そして皆さんやっぱり御商売でやっていますので、そこをしっかりと打合せをして、本当に別府市のよりよい公共の交通機関の連携を取れるよう期待いたしまして、この項の質問を終了させていただきます。

続きまして、浜脇秋葉線の今後についてという質問に入らせていただきたいと思います。

現在、多分浜脇秋葉線進めていると思いますが、都市計画道路浜脇秋葉線の事業の中で、朝見川のところの橋の架け替えですね、住吉温泉の前の橋だと思うのですが、そこを今後行っていくというふうにお聞きしております。

今後の工事予定などがどのようにになっているか、お答えください。

○都市整備課長（山田栄治君） お答えいたします。

浜脇秋葉線整備の中で、橋の架け替え工事を行う予定となっております。現在、橋周辺の土地のほか、計画地の用地取得協議などを実施しているところでございます。

御質問の橋の工事につきましては、用地の所得状況にもよりますが、現在のところ令和6年度に着手する予定としております。

○1番（榊田 貢君） あの橋ですね、分かると思うのですが、非常に交通量が多いところではあると思います。その工事をする際に、通行ができなくなってしまうという可能性もあると思っております。工事中、迂回路とか何か道路規制、道路の規制が検討が必要ではないのかなと思います。南地区は非常に一方通行も多くて道も狭いという中で、あそこの利用率非常に高いと思います。

そういった中で、円滑な交通になるのかというのは非常に心配しているところです。それについて、担当課はどのようにお考えでしょうか。

○都市整備課長（山田栄治君） お答えいたします。

橋の架け替えに伴う仮橋の設置は計画をしておきませんので、橋撤去後におきましては、議員言われるように通行ができなくなります。そのため、迂回路について警察等とも十分に協議を行いまして、可能な限り円滑な通行を確保しながら工事を進めてまいりたいと考えております。

○1番（榊田 貢君） 工事中、橋の撤去もありますし、大幅に状況も変わると思います。

そして、住民の方々がやはり不便になると思います。住民の方を中心に、あそこを通る方含めてなのですけれども、非常に不便になるかなというふうに思います。周辺住民の方々が通過する方にも、混乱しないように工事の着手前に余裕を持って、十分な説明、これを行っていかないと、いろいろとまたトラブルになるのかなというふうに思います。

また、道路ができた際、周辺住民の方がどちらの方面もスムーズに通行できるというこの必要、今までどおりスムーズにしないといけない必要があると私は思っております。そのためにも、工事中の通行状況もそうですが、完成後の状態についても十分な説明を行ったほうがいいと思うのですよね。やはり、地域の方の意見を聞いたりとかしていくとかなり時間がかかってくると思うのですけれども、どういうふうにお考えでしょうか、お答えください。

○都市整備課長（山田栄治君） お答えいたします。

議員言われますように、橋の撤去については影響がどうしても大きいものでございます。特に、周辺住民の方へは御不便をおかけするようになりますが、規制関係につきましてもしっかりと協議をした上で、最初の工事にかかる前に余裕を持って迂回路などの説明を充分に行っていきたいと思っております。

また、長期間にわたる工事となりますので、状況に応じて随時説明を行いまして、御理解を頂きながら進めていきたいと考えております。

○1番（榊田 貢君） 迂回路もそうなのですけれども、やはり言いますとおり道も狭いですし、一步通行も非常に多いと思います。なので、なかなか迂回路を作るのも非常に難しいですし、周辺住民の方の説明もしっかり住民の意見を聞いた上で、どういうふうにやっていくのか、やはり現実はその地域の方が一番詳しいですので、こうなるとうれいという聞き取りをしていくと、やはり時間がかかるのかなというふうに思います。少なくとも1年以上も前からそういうのを、私個人的には行っていくと非常にいいのかなと。それくらい、やはり影響が出てくると思うのですね。本当に住吉温泉の前から大分に行く方も非常に多いです、そこを通過して大分に行かれないと、逆に大分からこっち来ている方なんかも非常に多いのが現状です、よく検討して、本当に余裕を持って説明のほうをしていただきたいなというふうに思います。

道路整備に当たっては、利便性のほかに安全性についても、これは当たり前のことなのですから当然考慮する必要があると思います。以前、私が初めての議会、それこそ今から3年前の9月議会で質問させていただいたのですけれども、松原公園上ったところの点滅信号のところ非常に危ないというふうな質問をさせていただいたのですが、その後交差点の整備の検討はどのように行っておりますか。

○都市整備課長（山田栄治君） お答えいたします。

詳細設計のときに警察と協議を行ったところ、整備後の道路につきましては、歩道が設けられますので視認性、見通しがよくなることから、点滅信号は撤去しまして、新たな信号機は設置しないと既定となっております。

○1番（榊田 貢君） 現状道路においても、点滅信号のあるところがカーブミラーが設置されているのですけれども、変形式です。車両が確認しづらくて危ない。あそこお昼通ると、太陽が当たって光でまぶしくて正直見えないのですよね。だから徐行して前に出して左右確認して、非常に危ない状態が続いております。やはり道路が広がった後、前に出て確認できるっていうのも一つあるのですけれども、夕方になるとあそこ交通渋滞起こすのですよ。だから十字路の真ん中に車が止まったりとか、止まる車線がないので右折できないということが非常に多いので、なるべく地元の方もあの道は通りたくないというふうな意見も聞きます。先ほど言った、橋ができることで住吉温泉の前も通れなくなるということで、やはりあそこを通るとやはり事故の危険性が高くなるのかなと思っております。

ますし、あそこは通学路にもなっている部分で、今児童があまり歩いていないのも現状ですが、通学路になっているため朝も通行できないということです。ただ、児童や市民の方が少しでも歩く以上、これは安全性の必要も、確保も重要であると思っております。新たな道路を整備するまでの間においても、歩行者の安全を考慮した更新や維持管理を続けていく必要があると思っておりますけれども、どのようにお考えですか。

○都市整備課長（山田栄治君） お答えいたします。

昨年の12月に歩行者の安全を確保する目的で、白線の更新とグリーンベルトの新設を行ったところでございます。引き続き歩行者の安全、それから交差点における車両通行の安全について意識をしながら、既存道路の維持管理等を行っていきたくと考えております。

○1番（榊田 貢君） 本当にごめんなさい、何度も言わせていただくのですけれども、非常にあそこは本当に危なくて、地元の方以外の方も通りにいくというふうな形なので、本当に課長もいろいろと、前回ミラーが曲がって見えなくなったって言ったときも、日曜日の休みの日にもかかわらず対応していただいたりとか、非常に迅速な対応はしていただいているのですけれども、やはり危険性が非常に高い場所っていうのは課長も御存じだと思いますし、担当部長もそこは御存じだとは思っています。

そこで、歩行者へ自転車が今後、あそこは自転車使う方非常に多いですので、移動交通が円滑になるよう、そして支障が出ないように、しっかり対応していただきたいなと思っております。

そして、すみません、次の項に移らせていただきたいなというふうに思っております。

現在、事業整備のほうの話に戻します。現在、用地取得を進めているということですが、その状況についてお答えください。

○都市整備課長（山田栄治君） お答えいたします。

用地の取得状況についてですが、8月末時点で1,368平方メートル取得済みでして、これは取得予定面積の3,663平方メートルの約37%に当たります。引き続き、用地取得協議等を進めてまいります。

○1番（榊田 貢君） 前回の議会でもお話をさせていただいたのですが、事業を進めるに当たり、地域の方々、特に改修の対象になる方の、これ協議が本当に必要で慎重にやっけないといけないというふうにお話しさせていただきました。そして、対象になる方はそれぞれ事情がありますので、引き続き丁寧な対応をして事業を進めてもらいたいと思っております。

そこで、今これから全体の今後の対応、進め方について説明ください。

○建設部長（松屋益治郎君） お答えいたします。

都市計画道路浜脇秋葉線は、別府市南部地域において、国道10号線と秋葉通り線を接続する重要な幹線道路であるとともに、国道10号線を補完する重要な緊急輸送道路となり得る路線でもございます。また、道路整備に併せて無電柱化も実施することとしております。

この道路整備につきましては、沿線の方々の御協力の下、事業を推進しており、そのため用地取得につきましては対象となる方々にしっかりと説明、しっかり協議をさせていただき、議員の言われましたように丁寧な対応で進めてまいりたいと考えております。

そして、工事を行う際は交通規制等により、工事期間中には地域の方々に特に御迷惑をおかけすることになりますので、事前の説明やお知らせを徹底することにより御理解と御協力を頂きながら、事業を進めてまいりたいと考えております。

○1番（榊田 貢君） 今、建設部長からこの道路が南部地域にとって非常に重要な道路であると答弁いただきました。部長もこの道路の現状の課題を把握していると思っておりますし、先ほどおっしゃいました担当課長、担当部長なんかも何度も来ていただいているのは分か

ります。

本当に何度も行っていると思いますけれども、もちろみに具体的に何回ほど行かれたとかいうのが分かればお答えください。

○建設部長（松屋益治郎君） お答えいたします。

現場に行った回数、これ以前道路河川課時代やその前から入れますと、要望対応などで数多く行っております。また、本事業に着手してからも、その都度進捗状況の確認を行っており、十分把握・認識をしており、いろんな問題については逐次報告を受けております。

○1番（榊田 貢君） 本当回数が分からないぐらい多分行っているのだなというふうに思いますし、いろいろと今後大変だと思います。用地買収と橋が両方これから並行して多分動き出すと思いますので、どちらかをないがしろにせず、両方を並行して進めていながら、トラブルがないように進めていただきたいなと思います。そのためにも、やはり事前説明というものがこれからもっともっと細かく必要になってきますし、回数も増えてくると思いますが、ぜひともよろしくお願いたします。

本当に南部地域の方、市長に替わってあそこの南小学校の跡地が進んだりとか、道路が広くなったりとか、やはり南部に対してすごく力を入れていただいていることは皆さん承知です。ですので、やっぱりしっかり今後もっとよりよい南部地域にしていくためにも、こういった協議というものの回数も増えてくると思いますけれども、私もそこは大事かなと思いますので、ぜひともこの事業の推進をそういった形で慎重に進めていただけたらなというふうに思ひまして、この項の質問を終わりたいと思います。

続きまして、図書館についてということなのですが、今日午前中、2番議員の日名子議員から同様の質問がございましたので、かぶるところもございまして、私からは少しだけ違う観点で質問させていただきます。

まず、2日目の一般質問ですかね、6番の安部一郎議員から本の選定について質問がありました。私もよく市民の方々から、幼少期の読書というのは、これは本当に大事なものであるというふうに聞いております。別府市の新しい図書館には、その充実を非常に期待しているという声を多く聞きます。公共図書館における児童サービスとはどのような内容でしょうか、新しい図書館では、子どものためのサービスというのをどのように行う計画でしょうか。それは図書の本の基準、選定をどのような基準で行い、どのような本をそろえる予定でしょうか。

○教育政策課参事（西澤和江君） お答えいたします。

公立図書館における児童サービスは、子どもと本の世界を結びつけ、子どもたちに本を読む喜びや楽しさを伝え、子どもたちが自立した読者となるように支援することを目的としています。主にゼロ歳から中学生程度の年齢を対象としており、運営の大きな柱の一つです。

児童サービスを提供する上では、子どもたちの見たい・読みたい・知りたいという気持ちにこたえられるよう、発達段階に応じた多種多様な資料をそろえ、その多様な資料の中から子どもたち一人一人に本を選んで手渡したり、またそれぞれに合った本の探し方をサポートしたりすることが重要と考えています。子どもたちの声を聞き、受け止め、子どもたちに学ぶ姿勢を持ちながら、専門的な知識と経験を持つ司書を中心に、質の高いサービスを提供できるように努めます。

○1番（榊田 貢君） 本当によく聞くのが、子どもが見て喜ぶ本が、決して教育にいい本ではないですよというふうな方もおられますし、いろんな観点で、たくさんの本を選定していただくことが重要なというふうに思っております。

デジタル図書というのが、午前中答弁もありましたけれども、非常に私もデジタル図書の導入というのは非常に大事かなというふうに思っているのですが、小さいお子様にタブ

レットで本を読ませたくないという方も、実はこれもいるのですよね、実際のところ。そういった中で、本当に直接読んでもらいたいという気持ちがある中で、今後の本の選定には非常に期待しておりますので、そこをしっかりと色々な専門家の方と交えて、また会議体しっかりと行っていったらなというふうに思っております。

続きまして、南部振興開発ビルの図書館の今後については、もう先ほど言いましたけれども答弁がかぶるものがありますので、こちらはすみません、割愛させていただきます。

最後に、今後の整備事業について質問させていただきたいなと思います。

別府市には多様な方が暮らしており、図書館の利用の目的の方法も、これもいろんな方法があると思います。外国人の方、APUや別府大学を初めとした海外の留学生も多いですし、障がいのある方なんかも別府市も人口的には多いと聞いております。そして高齢者、子育ての中、学生や観光客の皆様も利用する可能性があると思います。全ての人が利用しやすい図書館になるために、施設の建物の計画やサービス計画の検討をしていただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○教育政策課参事（森本悦子君） お答えいたします。

誰もが安全で安心をして利用できる施設・空間の実現に努めるとともに、多様な人の利用に配慮してサービスを提供できるように、建物計画、サービス計画を進めてまいりたいと考えております。

○1番（梶田 貢君） 新しくなる図書館、ぜひともすばらしい図書館になるよう期待しております。

そして、午前中答弁ありましたけど、南部地域の人々もあそこから図書館がなくなるとやっぱり寂しいと思う方もいますし、私もそのうちの一人です。小学校からずっと、夏休みなんかはあそこで自習なんかをしてましたので、あそこは寂しいなというふうなところがありますので、今まで利用できた方がまた新しいところに移っても利用しやすいような対応をしっかりしていただきたいなと。移転後の対応ですね、もししっかりしていただけたら幸いですので、よろしく願いいたします。

この項の質問を終了させていただきまして、次の子どもの一時預かりについてというところに移らせていただきます。

保育所での一時預かり事業というのがあると思うのですが、保育所や幼稚園などに所属していない子どもを対象に、一時的な家庭、一時的にやっぱり家庭で保育できないときというのがどうしてもあるのですよね。そのために利用するのがこの一時預かりだと思うのですが、別府市では1か月の利用日数は何日ほどでしょうか。

○子育て支援課長（中西郁夫君） お答えします。

別府市では、家庭において保育を受けることが一時的に困難となったおおむね生後6か月から就学前までの児童を対象に、公立認可保育所3施設と私立認可保育所1施設で一時預かり事業を実施しております。

利用できる理由と利用日数でございますが、保護者の育児疲れの解消のリフレッシュなどの私的理由の場合は、週2日を限度とし、月5日以内、保護者の就労の場合は月8日以内、保護者が病気で入院したときなどの緊急の場合は月14日以内となっております。

○1番（梶田 貢君） 県内他都市では、やはりこの利用日数を一律14日にしているところも多分あるというふうに私も伺っています。多分、宇佐市なんか多分そうだと思うのですが、特に就労の場合、これが一番大事だと思うのですが、これが一番利用する率が高いと思うんですけど、8日以内ということは大体半分ちょっと多いぐらいですよ。これやっぱり、他都市と比べたら非常に少ないような気がするのですが、その理由をお答えください。

○子育て支援課長（中西郁夫君） お答えします。

県内 14 市のうち、就労での利用日数が月 14 日以内となっているのが 8 市と最も多く、別府市では 8 日以内と設定しております。緊急の場合の 14 日以内の利用とリフレッシュの場合の 5 日以内の利用日数は、それぞれ別府市を含め 5 市と最も多くなっております。

就労の場合の日数が少ない理由でございますが、常に家庭での保育が困難な状態にあるなど、継続的に保育が必要な場合は認可保育所等の利用対象になります。そのため、別府市においては就労での一時預かりでは、保護者の就労時間が認可保育所等の利用要件となる月 64 時間に満たない場合などの利用を想定し、当初 14 日以内であった利用日数を 8 日以内に改正した経緯がございます。

- 1 番 (榊田 貢君) 本当にもともと 14 日だったのが 8 日になったということで、本当に急な就職が決まった方など、特に事例を出すと、市役所なんかは特に年度末の採用とか年度スタートの採用ということで、市役所に限らずそういう会社はあるとは思うのですけれども、やっぱり子どもを預けるけれども採用が決まるまではというところで、決まった後にどうしても保育園に、認可保育園に入所するのができないとかいうふうな状態が続いたときに、一時預かりを使おうかなって思っても、月 8 日であればなかなかそれが厳しいのかなというふうに思っております。本当その場合、やっぱり月 8 日というものが、準備が非常に間に合わないという声もあります。他市と同じように 14 日利用ができれば助かるという方もいるとは思うのですよ、いると思います。利用日数などの変更の対応は可能でしょうか、お答えください。

- 子育て支援課長 (中西郁夫君) お答えします。

昨年度の公立保育所 3 か所での一時預かりの利用実績のうち、就労での利用が約 3 割ございました。現実困っている保護者の方がいらっしゃるということでございますので、就労での利用日数については検討する必要があると考えております。

利用日数を増やすことについての検討につきましては、これまで行っておりませんでした。現状の体制で対応が可能なのか、さらなる受入れ施設の確保が必要なのか、就労での利用拡大に当たり何らかの条件が必要なのか、などの課題もございます。子育て支援を充実させるためにも、検討したいと考えます。

- 1 番 (榊田 貢君) 今、子育て支援を充実させるためにも検討をしていただけるということで、ただ、今の公立の保育園さんとの現状もございますので、そこはしっかり協議した上で進めてください。別に一気に 14 日にせず、少しずつ増やしていくというのも、これも方法かなというふうに思います。

今、やはり人口が伸びているというか、すごく増えているところというか、市町村はこの福祉政策というものが非常に充実していると私は思っております。こないだネットで見たのですが、住みたい田舎町ランキング、多分これ大分県だと多分豊後高田市が 1 位になっていたのです。豊後高田市って、分かるとおりの福祉がすごく充実していると思います。私もこの福祉を充実させるためには、市長がおっしゃっています稼ぐ別府という、これが本当に非常に大事ななど。この稼いだ部分をしっかり福祉に充てていくということが本来の形であるし、それが非常に大事ななどと思うので、多分市長はそう言っているのかなというふうに思います。ぜひ、その稼ぎで施策をしっかりと進めて、今後この福祉の充実に推進していただきたいなと思います。

残すところ、任期中の質問があと 2 回しかできない、最大で 2 回しかできないということですが、しっかり一生懸命取り組んでまいりますのでよろしく願いいたします。

これをもって、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

- 議長 (市原隆生君) これをもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。以上で本日の議事は終了いたしました。明日 27 日は事務整理のため本会議を休会とし、次の本会議は 28 日定刻から開会いたしたいと思っておりますが、御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原隆生君） 御異議なしと認めます。よって、明日 27 日は事務整理のため本会議を休会とし、次の本会議は 28 日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 2 時 30 分 散会